

令和6年度
介護施設等による留学生受入れ支援
事業費補助金の手引き

令和6年12月
東京都福祉局
高齢者施策推進部 介護保険課

令和6年度 介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金の手引き 目次

1	令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金の概要	・ ・ ・ 1 ～ 3
2	補助対象経費に関する注意事項	・ ・ ・ 4 ～ 8
3	対象者との贈与契約の締結に関する注意事項	・ ・ ・ 9 ～ 10
4	実施スケジュール（予定）	・ ・ ・ 11
	※令和6年12月時点の予定です。今後変更になる可能性がありますので、ご了承ください。	
5	各様式記入例	・ ・ ・ 12 ～ 33
	（1）交付申請	・ ・ ・ 12 ～ 22
	（2）実績報告	・ ・ ・ 23 ～ 33
6	介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金交付要綱	・ ・ ・ 34 ～ 43
7	介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金 Q&A	・ ・ ・ 44 ～ 50
	※令和6年12月時点	
	※最新版は、随時(公財)東京都福祉保健財団HPに掲載いたします。	
	（1）質問一覧表	・ ・ ・ 44 ～ 45
	（2）Q&A	・ ・ ・ 46 ～ 50

1 令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金の概要

事 項	内 容																				
目的	介護保険サービスを提供する都内の施設・事業所（以下、「事業所」）が、留学生を雇用し、学費等を支給した経費に対し、都が予算の範囲内で補助を行うことで、事業所が外国人介護従事者を円滑に受け入れられるよう支援する。																				
対象事業所	下表に定める介護保険サービスを提供する都内の事業所 ただし、国又は地方公共団体が設置及び運営する事業所は除く。 <table><tr><th colspan="4">サービス名</th></tr><tr><td>通所介護</td><td>（介護予防）特定施設 入居者生活介護</td><td>（介護予防）認知症対 応型通所介護</td><td>介護福祉施設 サービス</td></tr><tr><td>（介護予防）短期入所 生活介護</td><td>（介護予防）小規模多 機能型居宅介護</td><td>地域密着型特定施設 入居者生活介護</td><td>介護保健施設 サービス</td></tr><tr><td>（介護予防）短期入所 療養介護</td><td>看護小規模多機能型 居宅介護</td><td>地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護</td><td>介護医療院 サービス</td></tr><tr><td>（介護予防）通所リハ ビリテーション</td><td>（介護予防）認知症対 応型共同生活介護</td><td>地域密着型通所介護</td><td></td></tr></table> *介護保険法（平成9年法律第123号）第72条の2の規定による共生型サービスは除く。	サービス名				通所介護	（介護予防）特定施設 入居者生活介護	（介護予防）認知症対 応型通所介護	介護福祉施設 サービス	（介護予防）短期入所 生活介護	（介護予防）小規模多 機能型居宅介護	地域密着型特定施設 入居者生活介護	介護保健施設 サービス	（介護予防）短期入所 療養介護	看護小規模多機能型 居宅介護	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	介護医療院 サービス	（介護予防）通所リハ ビリテーション	（介護予防）認知症対 応型共同生活介護	地域密着型通所介護	
サービス名																					
通所介護	（介護予防）特定施設 入居者生活介護	（介護予防）認知症対 応型通所介護	介護福祉施設 サービス																		
（介護予防）短期入所 生活介護	（介護予防）小規模多 機能型居宅介護	地域密着型特定施設 入居者生活介護	介護保健施設 サービス																		
（介護予防）短期入所 療養介護	看護小規模多機能型 居宅介護	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	介護医療院 サービス																		
（介護予防）通所リハ ビリテーション	（介護予防）認知症対 応型共同生活介護	地域密着型通所介護																			
対象事業所の要件	対象事業所は、以下（１）から（６）の全てに該当すること。 （１）対象者を、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に、 <u>1月以上雇用*</u>すること。 *雇用月数の算定について ・雇用開始が月の途中の場合：雇用開始日の属する月の翌月から起算 ・雇用終了が月の途中の場合：雇用終了日の属する月の前月までを算定 （２）令和6年4月1日現在、介護職員処遇改善加算Ⅰを取得していること。 （３）対象者を指導する担当職員を配置すること。 （４）事業所のいずれかの職員が、東京都の実施する外国人介護従事者指導担当職員向け研修を受講及び修了していること。 なお、令和6年度における本研修の日程・詳細につきましては、東京都福祉保健財団ホームページ等をご確認ください。 （５）対象者と贈与契約を締結し、当該贈与契約に基づき、学費等を給付すること。 なお、当該贈与契約は、労働関係法令を遵守の上、労働問題が発生しないよう、慎重に作成すること。 （６）在籍する留学生を介護福祉士に合格させる取組を行っていること。																				

補助対象事業者	対象事業所を運営する事業者 ただし、以下に掲げる者を除く。 (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下、「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）又はこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある法人
対象者（留学生）の要件	対象者（留学生）は、以下（1）及び（2）から（5）までのいずれか一つを満たすこと。 (1) 「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める在留資格「留学」により、日本国内に滞在している外国人学生であること。 (2) 令和7年度に日本語学校を卒業予定で、以下①から③の要件を全て満たす日本語学校在学学生 ①令和7年3月31日時点で在学していること ②日本語学校を卒業する意思を有すること ③日本語学校卒業後、介護福祉士養成施設に進学する意思を有すること (3) 令和6年度に日本語学校を卒業後、令和7年度に介護福祉士養成施設に進学する日本語学校在学学生 (4) 令和7年度以降に介護福祉士養成施設を卒業予定で、以下①から③の要件を全て満たす介護福祉士養成施設在学学生 ①令和6年度に学年を修了すること ②令和6年度に学年を修了後、進級する意思を有すること ③介護福祉士国家試験を受験する意思を有すること (5) 令和6年度に介護福祉士国家試験を受験し、介護福祉士養成施設を卒業する介護福祉士養成施設在学学生 ※なお、補助対象者となった留学生は、介護福祉士養成施設の正規の修学期間を修了する必要があります。
対象者1人当たりの補助対象期間	日本語学校の場合：日本語学校卒業日前の引き続く1年以内 介護福祉士養成施設の場合：介護福祉士養成施設における正規の修学期間（2～4年間）

対象者1人 当たりの 補助対象経費	以下（１）から（６）までに掲げる経費とする。 （いずれかの経費のみ申請することも可） ＊令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に補助対象事業者から対象者に支給した経費とする。 ＊対象者が補助対象期間に要した経費とする。 ただし、補助対象期間が複数年度にまたがる場合は、令和6年度の経費に限る。 （１）学費 ※1 （２）入学準備金 ※2 （３）就職準備金 ※3 （４）国家試験受験対策費用 ※3 （５）居住費 （６）入居に係る初期費用等 ※4 ※1 対象者一人当たりの対象経費の全額に、雇用月数を乗じた額を12月で除した金額を対象とする。（1円未満の端数は切り捨てる。） ※2 介護福祉士養成施設の入学年度の給付のみを対象とする。 ※3 介護福祉士養成施設の卒業年度の給付のみを対象とする。 ※4 該当月のみ対象。
対象者1人 当たりの 補助基準額	（１）学費 5万円（月額） ※1 （２）入学準備金 20万円（1回限り）※2 （３）就職準備金 20万円（1回限り）※3 （４）国家試験受験対策費用 4万円（1回限り）※3 （５）居住費 60万円（年額） 【今年度年額 60 万円に増額】 （６）入居に係る初期費用等 5万円（1回限り）※4 【今年度対象経費に追加】 ※1 補助基準額の月額に、雇用月数を乗じた額とする。 ※2 介護福祉士養成施設の入学年度のみ適用する。 ※3 介護福祉士養成施設の卒業年度のみ適用する。 ※4 当該月のみ適用とする。
補助率	1 / 2
補助金の額の 算定方法	対象経費の実支出額から当該経費のための寄附金その他の収入額を控除した額と、補助基準額とを比較して、小さいほうの額に補助率を乗じた額 なお、学費・居住費は、雇用月数を乗じた額を12で除した金額を対象とする。 （例）留学生を令和6年10月1日から令和7年3月31日まで6か月間雇用し、1年分の学費120万円（月額10万円）を給付した場合の補助金の額 ①対象経費の実支出額＝120万円 なお、寄附金その他収入額は、0円 雇用月数を乗じた額を12で除した金額＝120万円×6月÷12＝60万円 ②補助基準額＝5万円×6か月分＝30万円 ③上記①と②を比較して少ないほう（30万円）に、補助率1 / 2を乗じた額＝15万円【補助金の額】

2 補助対象経費に関する注意事項

◆ 対象者別申請可能な補助対象経費

	日本語学校 在学学生	介護福祉士養成施設在学学生		
		入学年度	卒業年度	左記以外
学費	○	○	○	○
入学準備金	×	○	×	×
就職準備金	×	×	○	×
国家試験受験対策費用	×	×	○	×
居住費	○	○	○	○
入居に係る 初期費用等	○	○	○	○

※いずれかの経費のみ申請することも可能です。

◆ 補助対象経費の範囲

以下の（１）及び（２）に該当する経費であること

（１）事業の実施期間である令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの期間中に、
補助対象事業者から対象者に支給した経費

⇒ 事業の実施期間外に補助対象事業者から対象者に支給した経費については、
補助の対象外です。

例えば、「令和７年３月分の居住費」を、補助対象事業者が対象者に令和７年
４月以降に支給した場合は、令和６年度の本補助金の経費としては対象外となり
ますので、ご注意ください。ただし、上記のような場合でも、入学金・インター
ネット通信料など一般的に前払いまたは翌月払いが想定される一部の経費につ
いては、補助対象となることがありますので、事前にご相談ください。

⇒ 補助対象事業者から対象者への貸付は、補助の対象外です。

（２）補助対象期間に要した経費

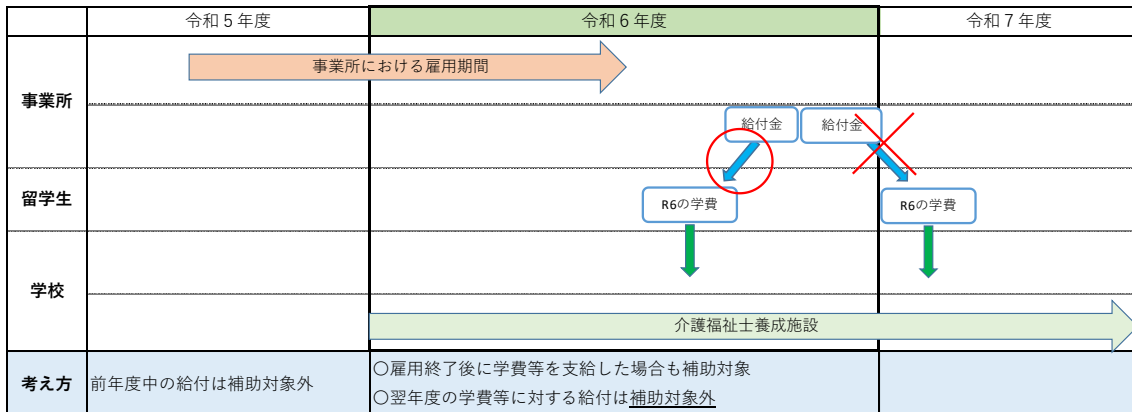
補助対象期間は、日本語学校の場合は、日本語学校卒業日前の引き続く１年以内、
介護福祉士養成施設の場合は、介護福祉士養成施設における正規の修学期間（２～
４年間）です。

ただし、補助対象期間が複数年度にまたがる場合は、令和６年度の経費に限ります。

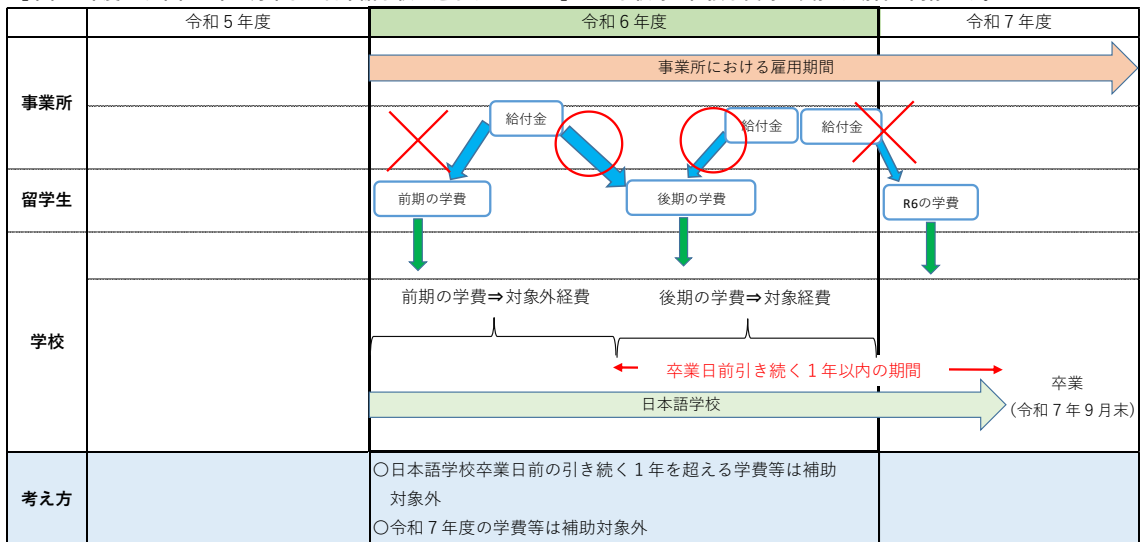
⇒ 補助対象期間に要した経費ではない場合、補助の対象外です。

例えば、令和６年度に日本語学校に在学する留学生を雇用する補助対象事業者
が、当該留学生の「令和７年度に介護福祉士養成施設に入学するための入学準備
金」を支給した場合は、令和６年度の本補助金の経費としては対象外となります
ので、ご注意ください。

【令和6年度から令和7年度にかけて介護福祉士養成施設に通学するケース】 ※学校等に直接学費等を支払う場合も同様です。



【令和6年度から令和7年9月末まで日本語学校に通学するケース】 ※学校等に直接学費等を支払う場合も同様です。



◆ 対象経費が重複する他制度との併用について

対象者が本補助金と対象経費が重複する他の補助金等を受ける場合、本補助金は申請できません。

例えば、学費120万円のうち60万円は介護福祉士修学資金貸付事業を活用し、残りの60万円について本補助金を活用することは認められません。

※他の補助金等で学費について支給を受け、本補助金で学費以外の対象経費の支給を受ける場合は、対象経費を重複していないため、本補助金を申請することはできます。

※法人独自の貸付制度と本補助金による給付の併用については、貸付と給付の合計額が、学費等を上回らない範囲で併用可能です。詳しくは Q&A39 をご確認ください。

◆ 補助対象経費の具体的な内容

(1) 学費	●対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設の学則で定める学費（学生納付金） ※授業料、施設使用料、実験実習費 等 ※ただし、<u>介護福祉士養成施設の学費（学生納付金）のうち入学金については、本補助対象経費の「学費」ではなく、「入学準備金」として申請してください。</u> ※学則に定めのないものについては、対象外です。 ●対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設指定の教科書代 ※<u>学費（学生納付金）とは別途徴収される場合の費用</u> ●対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設指定のユニホーム代 ※<u>学費（学生納付金）とは別途徴収される場合の費用</u>
(2) 入学準備金	●対象者の在籍する介護福祉士養成施設の入学金 ※対象者の在籍する介護福祉士養成施設の学則で定める学費（学生納付金）のうちの入学金をいいます。 ※学則に定めのないものについては、対象外です。 ※令和6年度に介護福祉士養成施設に入学するために必要な入学準備金を対象とします。 ※<u>対象者一人につき本補助において入学金を申請できるのは1回限りです。</u>
(3) 就職準備金	●介護業界を含む福祉業界への就職活動（就職セミナーへの参加等）のために要した交通費 ※<u>アルバイト先への通勤・介護福祉士養成施設への通学のために要した交通費は除く。</u> ●介護業界を含む福祉業界への就職活動（就職セミナーへの参加等）のために要した参加費用 ※令和6年度に介護福祉士養成施設を卒業し、令和6年度に就職するために必要な就職準備金を対象とします。 ※<u>対象者一人につき本補助において就職準備金を申請できるのは1回限りです。</u>

(4) 国家試験受験対策費用	●介護福祉士国家試験対策模擬試験の受験費用 ●介護福祉士国家試験受験費用 ※令和6年度の介護福祉士国家試験を受験するために必要な国家試験受験対策費用を対象とします。 ※<u>対象者一人につき本補助において国家試験受験対策費用を申請できるのは1回限りです。</u>
(5) 居住費 ※令和5年度までの月額3万円から、令和6年度より月額60万円に増額しました。	●家賃 ※家賃とは、<u>賃料、共益費（管理費）</u>です。<u>敷金・礼金、更新料等は対象外</u>です。 ※補助対象事業者自らが賃借する住宅に、留学生を住ませ、留学生から徴収する使用料を含みます。 ※一室につき留学生が複数人で居住する場合、各留学生の負担する家賃が確認できる、連名での賃貸借契約等の提出が必要となります。
(6) 入居に係る初期費用等 ※令和6年度より対象経費に追加しました。	●引越し費用 ●家具・家電の購入代金 ●礼金

◆ 補助対象経費の支払い方法

贈与契約を締結し、給付により支払ってください。

贈与契約を締結する上では、以下の3点に注意してください。

- (1) 贈与契約の締結及び勤務の継続について留学生の自由意思を確保してください。
- (2) 贈与契約は労働関係法令を遵守の上で慎重に作成してください
- (3) 対象者との間に労働問題が発生しないように注意してください

※詳細については、P. 8～9をご確認ください。

※労働問題に関するお問い合わせは、管轄の労働基準監督署等にお願いいたします。

※補助対象事業者は対象者に支払方法を確認した上で、個々の事情に合った方法で支払ってください。

☆ 各補助対象経費の範囲や内容に関するQA（P. 49～P. 50）

（１）学費 【QA28～QA29】	（５）居住費
（２）入学準備金 【QA30】	【QA35～QA36】
（３）就職準備金 【QA31～QA32】	（６）入居に係る初期費用等
（４）国家試験受験対策費用 【QA33～QA34】	【QA37～QA38】

3 対象者との贈与契約の締結に関する注意事項

- ✓ 贈与契約の締結及び勤務の継続について**留学生の自由意思を確保**してください。
- ✓ 贈与契約は**労働関係法令を遵守**の上で慎重に作成してください
- ✓ 留学生との間に労働問題が発生しないように注意してください（労働問題に関する問い合わせ先は裏面下部参照）

Q

留学生の自由意思を確保するとは、ということですか？

A

贈与契約に基づいて、留学生の意思に反して強制的に働かせてはいけないということです。
例えば、贈与契約に基づいて留学生Aさんに金銭を給付したとします。給付後、Aさんがアルバイトを「辞めたい」と申し出たとしても、「給付した金額を返さない」とか、「給付した金額を返還するまでは働きなさい」などと、Aさんの退職の自由を奪うようなことをしてはいけません。

NG事例集！

以下の事例は労働基準法に抵触する可能性があります。

（前提）留学生Aと介護施設Bの間で学費等贈与契約を締結

ケース 1

年度当初に一括支給。年度途中で退職

例：介護施設が留学生に4月に90万円贈与。留学生が6月末に退職

No.	労働基準法に抵触することが想定される事項
1	Aが退職したため、Bが一括で支払った分（90万円）の返還を求める。
2	7月～3月分に相当する贈与額について、BがAに返還を求める。
3	Bが6月分給与で、贈与した額を相殺する。（6月分給与を支給しない。）
4	Aの意思（退職したい）に対して、Bは本贈与契約を理由に引き留めを図る。

ケース 2

毎月一定額を支給。年度途中で退職

例：介護施設が留学生に毎月7万5千円贈与。留学生が6月末に退職

No.	労働基準法に抵触することが想定される事項
1	BがAに対して、6月末までに贈与した額の返還を求める。
2	Bが6月分給与で、贈与した額を相殺する。（6月分を支給しない。）
3	Aの意思（退職したい）に対して、Bは本贈与契約を理由に引き留めを図る。

NG条文例！

- 以下のような条文を雇用する留学生との間で締結する贈与契約に明記すると、労働基準法に抵触する可能性があります。
- なお、東京都が示すのは、あくまでも一般的なモデルであり、一例にすぎません。
- 各介護事業者において、労働問題についての疑義が生じた場合には、管轄の労働基準監督署等にお問い合わせください。（問い合わせ先は下記参照）

（前提）
介護施設甲と留学生乙の間で学費等贈与契約を締結

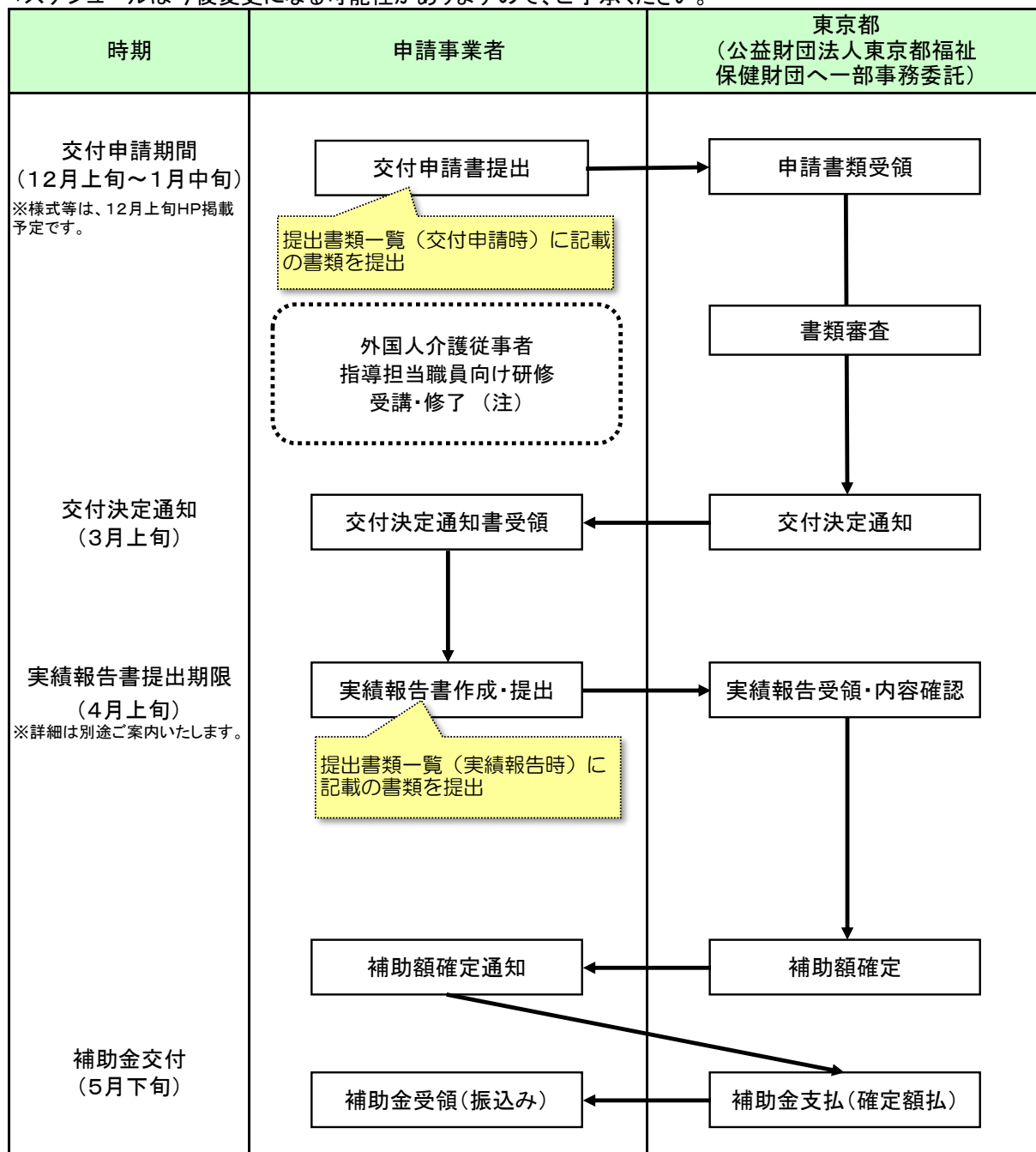
	条文記載例
第〇条	甲は、乙が甲と雇用契約を締結し、1年間継続勤務することを条件として本件贈与を実施するものであるから、雇用契約締結から1年以内に乙が甲を退職する場合、乙は、違約金として本契約に基づいて贈与した金員と同額を甲に支払わなければならない。
第〇条	乙が甲と雇用契約を締結後1年以内に甲を退職する場合、甲は、支払われていない賃金と本契約に基づき贈与した金員と同額を上限として相殺することができる。
第〇条	乙が、甲と雇用契約を締結後1年以内に甲を退職する場合、乙は、贈与された金員のうち退職後の期間に相当する金員を甲に支払うものとする。

労働問題に関する問い合わせ先

労働基準法に関する 労働問題の問い合わせ	管轄の労働基準監督署	https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/kantoku/list.html
労働契約法に関する 労働問題の問い合わせ	総合労働相談コーナー （東京労働局）	https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/roudoukyoku/kanren_shisetsu/annai.html

4 実施スケジュール（予定）

*スケジュールは今後変更になる可能性がありますので、ご了承ください。



(注) 令和5年度以前に事業所の職員が本研修を受講・修了した場合は、令和6年度改めて本研修を受講・修了する必要はありません。

5 各様式記入例

令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金

提出書類一覧（交付申請時）

記入例

交付申請の提出にあたり、こちらで提出書類をチェックの上、一緒に提出下さい。

法人名 社会福祉法人〇〇〇会

事業所名 X事業所

番号	提出書類名	提出時 チェック欄	備考
1	令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金提出書類一覧（交付申請時）（本票）	✓	
2	交付申請書（別記様式第1号）	✓	
3	対象者一覧（別記様式第1号-2）	✓	
4	交付申請内訳（対象者別）（別記様式第1号-3） ※対象者ごとに作成	✓	
5	対象者及び指導担当職員の勤務報告書（別記様式第1号-4）	✓	
6	対象者別 確認事項（対象者別）（別記様式第1号-5） ※対象者ごとに作成	✓	
7	対象者が在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設の正規の修学期間が確認できる書類（学則等） ※対象者全員分	✓	
8	法人と対象者の雇用関係が確認できる書類		
	法人と対象者間で締結された雇用契約書（写） ※対象者分	✓	
	雇用予定確認書（参考様式①） ※対象者との雇用契約を交付申請時点で締結していない場合は、参考様式①を対象者分提出すること。	✓	
9	外国人介護従事者指導担当職員向け研修修了証書（写） ※原則、1事業所1名分	✓	
10	令和6年4月1日時点で介護職員処遇改善加算Ⅰを取得していることを証明する書類（例：届出の写し等）	✓	
11	法人と対象者間で締結された贈与契約書（写） ※対象者全員分	✓	
12	印鑑証明書（原本） ※令和6年4月1日以降に取得したもの	✓	
13	歳入・歳出予算書（抄本）（参考様式②）	✓	
14	対象者が補助対象経費を支払ったことを証する書類 ※対象者ごとに作成 ※対象者が既に支払っている補助対象経費がある場合のみ提出すること。		
	対象者が補助対象経費を支払ったことを証する書類一覧（対象者別）（参考様式③） ※参考様式③に記載された書類を提出し、「提出時チェック」欄にレ点を付けること。	✓	
	対象者が補助対象経費を支払ったことを証する領収書等添付（対象者別） ※対象者が支払ったことを証する領収書等の写しを添付すること。		
15	法人が対象者（または直接学校等）に補助対象経費を支払ったことを証する書類 ※事業所ごとに作成 ※法人が既に支給している補助対象経費がある場合のみ提出すること。		
	対象者が補助対象経費を支払ったことを証する書類一覧（対象者別）（参考様式③） ※法人が直接学校等に補助対象経費を支払った場合はご添付ください。 ※参考様式③に記載された書類を提出し、「提出時チェック」欄にレ点を付けること。		
	法人が補助対象経費を支払ったことを証する領収書等添付 ※法人が支払ったことを証する領収書等の写しを添付すること。	✓	

※その他必要に応じて、書類の提出をお願いすることがあります。

※各様式における法人名・所在地・代表者名は、原則として印鑑証明書の表記と一致するよう記載してください。

また、事業所名・事業所所在地は、原則として事業所指定を受けた内容と一致するよう記載してください。

ただし、法人・事業所の所在地について、建物名や部屋番号を追加記載することは差し支えありません。

この欄を使用し、必要書類がすべてそろっていることを必ずご確認の上、この用紙と必要書類を一緒にご提出ください。
提出する書類はプルダウンからチェックを選択してください。

水色のセルは、自動入力されます。

記入例

令和 6 年 〇 月 × 日

東京都知事 殿

※法人名・所在地・代表者名は、原則として印鑑証明書の表記と一致するように記載してください。
※代表者名には、原則として印鑑証明書の記載と同様に、職名と氏名を記載してください。

法人名： 社会福祉法人〇〇〇会

事業所名： X事業所

法人所在地： 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号

代表者職氏名： 理事長 福祉 一郎

印

印鑑証明書と同じ印

令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業補助金 交付申請書

このことについて、令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業補助金交付要綱第9に基づき、下記のとおり補助金の交付申請をします。なお、申請においては、同要綱第3に定める交付の対象外に当たらないこと及び同要綱別記補助条件3に定める他の補助金との重複申請をしていないことを誓約いたします。

記

1 補助金交付申請額

金

446,000

別記様式第1号-2の「補助金交付申請額」の合計が入力されると自動計算されます。

2 事業所情報

事業所所在地	東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号	
事業所指定番号	1234567890	
サービス種別	A	通所介護

＜本補助金申請事務の担当者＞

※「書類送付先」は、上記「事業所所在地」と異なる場合のみ記入すること。

書類送付先	住所	〒〇〇〇-××××
		東京都新宿区西新宿〇一△一×
	宛名	社会福祉法人〇〇〇会 総務部総務課 ××
担当	ふりがな	とちょう つきこ
	氏名	都庁 月子
	部署	総務部 総務課
	電話番号	03-1234-5678
	メールアドレス	〇◇@kaigo.jp

記入例

令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業補助金
対象者一覧(事業所別)

事業所名	X事業所
------	------

日本語学校又は介護福祉士養成施設の
いずれかから選択

雇用終了年月日は、対象者との雇用契約
上定める雇用終了日を記載してください。
定めのない場合は、予定を記載してください

各対象者の「補助金交付申請額」には、
別記様式第1号-3の金額を転記してください。

事業所内合計人数
3人

※「補助金交付申請額」には、別記様式第1号-3の金額を転記してください。

No.	対象者氏名	国籍	上記事業所での 雇用開始(予定) 年月日	上記事業所での 雇用終了(予定) 年月日	申請年度における 雇用(予定)月数	在学する 学校の種別	日本語学校又は 介護福祉士養成施設 入学(予定)年月日	日本語学校又は 介護福祉士養成施設 卒業(予定)年月日	申請年度における 補助対象期間
1	ハノイ・ホーチミン	ベトナム	令和5年4月1日	令和6年9月30日	6月	介護福祉士養成施設	令和5年4月1日	令和7年3月31日	令和6年4月1日 ~ 令和6年9月30日
2	スマトラ・ジャワ	インドネシア	令和7年1月15日	令和7年12月31日	2月	日本語学校	令和6年10月1日	令和7年12月31日	令和7年2月1日 ~ 令和7年3月31日
3	マニラ・オルモック	フィリピン	令和5年4月1日	令和9年3月31日	12月	日本語学校	令和5年11月1日	令和6年10月31日	令和6年4月1日 ~ 令和6年10月31日
合計			446,000						

【補助対象期間の考え方】
・日本語学校の場合：日本語学校卒業日前の引き続く1年以内
・介護福祉士養成施設の場合：介護福祉士養成施設における正
規の修学期間(2~4年間)

雇用開始日・雇用終了日が月の途中で
あった場合には、当該日の属する月は、
雇用月数に含まれません。

雇用開始年月日は、対象者との雇用契
約締結日又は雇用契約上定める雇用
開始日を記載してください。

上記の金額を入力すると
自動計算されます。

* 行数は必要に応じて追加すること。

水色のセルは、自動入力
されます。

sinza1227:

第1号-3に合わせ265,000円から修正しました。

載ってください。

記入例

水色のセルは、自動入力されます。

※対象者ごとに作成

事業所名: X事業所

対象者No.: 1 対象者名: ハナイ・ポー・チミン

別記様式第1号-2の対象者No.を記載してください。

令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金 交付申請内訳(対象者別)

該当有 の項目 に チェック	項目	申請年度における 上記事業所での 雇用(予定)月数	対象経費(円) ※1円未満切り捨て	対象経費の実支出 (予定)額(円)	寄附金 その他収入額 (円)	寄附金その他収入額 を控除した額(円)	補助基準額(円)	選定額(円)	補助率	補助金交付申請額 (円) ※1,000円未満 切り捨て	備考 ※積算根拠について詳細に記載
A	B	C	D	E	F	G (=E-F)	H	I	J	K	L
☒	学費		300,000	300,000						150,000	令和6年度分の学費60万円を法人が留学生に支給予定。60万円に、雇用予定月数6月を乗じ12月で除した金額30万円が対象経費。
☐	入学準備金						200,000	0		0	
☒	就職準備金		10,000	10,000	0	10,000	200,000	10,000	1/2	5,000	令和6年7月に介護業界への就職活動のためにセミナーに参加する予定である。交通費として1万円の経費を支給する予定である。
☒	国家試験受験対策費用	6	40,000	40,000	0	40,000	40,000	40,000		20,000	令和7年度の国家試験受験に向けて模擬試験の受験料と国家試験受験料として、合計4万円を法人から支給する予定である。
☒	居住費		180,000	180,000	0	180,000	600,000	180,000		90,000	月額3万円の家賃を令和5年度年間通じて法人が留学生に支給予定。年度内支給予定額は36万円。 36万円に雇用予定月数6月を乗じ12月で除した金額18万円が対象経費。対象経費18万円全額を申請予定。
☒	入居に係る初期費用等		20,000	20,000	0	20,000	50,000	20,000		10,000	令和6年4月に引越し費用として2万円の経費を支給。
合計欄			550,000	550,000						275,000	

別記様式第1号-2「補助金交付申請額」に転記してください。

1 別記様式第1号-2に転記

【様式第1号—3の記載に当たったの注意事項】

- 1 「A チェック欄」には、対象者ごとに該当のある対象経費の項目についてチェックを入れること。
- 2 「C 申請年度における上記事業所での雇用(予定)月数」欄に記載する月数は、令和6年度における対象者の雇用(予定)月数を記載すること。雇用開始が月の途中であった場合、雇用開始日の属する月の翌月から起算するものとする。
また、雇用終了が月の途中であった場合、雇用終了日の属する月の前月までを算定するものとする。
なお、雇用月数が1月未満となる場合は、補助対象外とする。
- 3 「D 対象経費」欄について
- (1)対象者一人当たりの対象経費は、令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業補助金交付要綱(以下、「交付要綱」と言う。)第6に定める事業の実施期間中に補助事業者から対象者に支給した経費のうち、対象者が第7に定める補助対象期間に要した経費とする。
ただし、第7に定める補助対象期間が複数年度にまたがる場合は、令和6年度の経費に限る。
- (2)学費及び居住費については、交付要綱第6に定める事業の実施期間中に、対象者一人当たりの対象経費の全額に、雇用(予定)月数を乗じた額を12月で除した金額を対象とする。(1月未満の端数は切り捨てる。)
- (3)入学準備金については、介護福祉士養成施設の入学年度の給付のみを対象とする。
- (4)就職準備金及び国家試験受験対策費用については、介護福祉士養成施設の卒業年度の給付のみを対象とする。
- 4 「E 対象経費の実支出(予定)額」欄には、「D 対象経費」のうち、法人が留学生に対して実際に支給する金額(予定含む。)で、本補助金の申請に係る金額を記載すること。
- 5 「H 補助基準額」欄について
- (1)学費については、交付要綱の別表2第2欄に掲げる補助基準額の月額に、雇用(予定)月数を乗じた額とする。
- (2)入学準備金については、介護福祉士養成施設の入学年度のみに適用する。
- (3)就職準備金及び国家試験受験対策費用については、介護福祉士養成施設の卒業年度のみに適用する。
- 6 「I 選定額」欄には、「G 寄附金その他収入額を控除した額」及び「H 補助基準額」を比較して小さい方の額を記入すること。
- 7 「K 補助金交付申請額」欄には、「I 選定額」に「J 補助率 1/2」を乗じて得た額を記入すること。
なお、1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てた額を記入すること。
- 8 「L 備考」欄には、各経費の積算根拠について、詳細に記載すること。
- 9 行数は必要に応じて追加すること。
- 【補助基準額】
- (1)学費 50千円 (月額)
- (2)入学準備金 200千円 (1回限り) ※養成施設入学年度のみ
- (3)就職準備金 200千円 (1回限り) ※養成施設卒業年度のみ
- (4)国家試験受験対策費用 40千円 (1回限り) ※養成施設卒業年度のみ
- (5)居住費 600千円 (年額)
- (6)入居に係る初期費用等 50千円(1回限り) ※該当月のみ

令

事業所名: X事業所

記入例

令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業補助金 対象者及び指導担当職員の勤務報告書

1 対象者及び指導担当職員

No.	対象者氏名	対象者の業務(予定)内容※	指導担当職員氏名	指導担当職員の事業所における勤務状況
1	ハノイ・ホーチミン	利用者に対して、衣服着脱時の介助や、食事を取る際の介助を行う予定である。	新宿 太郎	令和2年4月1日より勤務
2	スマトラ・ジャワ	利用者に対して、車いすで施設内を移動するための介助や、食事の介助を行う予定である。	東京 花子	令和3年4月1日より勤務
3	マニラ・オルモック	利用者に対して、衣服着脱や食事のための介助を行う予定である。	人材 一郎	令和3年4月1日より勤務

※対象者は、原則として介護業務に従事させること

「業務(予定)内容」には、各対象者が事業所で従事した介護業務等の内容を出来る限り具体的に記載してください。
介護業務とは、「入浴や排泄、食事などの身体上の介助やこれに関連する業務」を指します。

【業務例】

衣服着脱の介助、車いす等の移動の介助、食事の介助、身体清拭、おむつ交換 等
※掃除、見守り、記録等の周辺業務のみに従事させている場合は補助対象外となりますので、注意してください。

指導担当職員の事業所における勤務開始時期を記載すること

交換 等

2 令和7年度に日本語学校を卒業予定の対象者及び令和7年度以降に介護福祉士養成施設を卒業予定

の対象者についての確認事項

- ・(1)①(2)①→該当する対象者がいれば、レ点
- ・(1)②(2)②→各①にレ点を付けた場合は、アとイについて確認後、レ点

(1) 令和7年度に日本語学校を卒業予定の日本語学校在学学生

①上記1に記載した対象者のうち、該当者の有無(有の場合レ点を付けること)

有 ☒

②上記①で「有」にレ点を付けた場合、以下ア及びイについて法人が対象者本人に確認し、レ点を付けてください。

☒

ア. 対象者が令和7年度に日本語学校を卒業する意思を有することを確認した。

☒

イ. 対象者が日本語学校を卒業後、介護福祉士養成施設に進学する意思を有することを確認した。

(2) 令和7年度以降に介護福祉士養成施設を卒業予定の介護福祉士養成施設在学学生

①上記1に記載した対象者のうち、該当者の有無(有の場合レ点を付けること)

有 ☐

②上記①で「有」にレ点を付けた場合、以下ア及びイについて法人が対象者本人に確認し、レ点を付けてください。

☐

ア. 対象者が令和6年度に学年を修了後、進級する意思を有することを確認した。

☐

イ. 対象者が介護福祉士国家試験を受験する意思を有することを確認した。

令和

X事業所

対象者No. :

1

対象者名 :

ハノイ・ホーチミン

記入例

※対象者ごとに作成

令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業補助金
対象者別 確認事項

【確認方法】

- * 法人が下記1から7までの各項目について確認し、「確認」欄にレ点を付けてください。
- * 1～3は、全ての対象者について確認が必要です。
- * 4～7は、対象者のうち該当の場合のみ確認が必要です。

1 **【必須】** 対象者と締結する雇用契約及び贈与契約は、労働関係法令を遵守の上、労働問題が発生しないよう、慎重に作成した。

確認後「確認」欄にレ点を付けてください

確認



2 **【必須】** 対象者が本補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等を受けていないことを確認した。

確認



<補足>

他の補助金等とは、以下に掲げる他制度等を指します。

a. 国又は地方公共団体の貸付又は給付制度

(例) 介護福祉士修学資金貸付事業、区市町村が実施する対象者の学費等経費に対する補助事業、区市町村が実施する対象者の奨学金返済額に対する補助事業

b. 上記a以外の貸付又は給付制度

(例) 日本学生支援機構の奨学金制度、対象者の在籍する介護福祉士養成施設の奨学金制度、その他民間企業の貸付制度

※貸付制度を受けている場合、貸付金額の返済免除如何に関わらず本補助金を申請することはできません。

※他の補助金等で学費について支給を受け、本補助金で学費以外の対象経費の支給を受ける場合は、対象経費を重複していないため、本補助金を申請することはできます。

※区市町村の実施する補助金において、重複する経費を申請する場合、事業者の負担分が0にならない範囲であれば申請が可能です。(交付要綱 別記 補助条件3)

※上記の他、判断に迷われる場合は、まずは関連のQAをご確認ください。

3 **【必須】** 対象者が、令和6年度内に、本事業所以外の事業所において勤務している又は勤務する予定がありますか。

(1) 勤務している又は勤務する予定がある場合は、下の「他の事業所での勤務(予定)」の「有」にレ点を入れてください。勤務していない又は勤務する予定もない場合は、「無」にレ点を入れてください。

(2) 上記(1)で「有」を選択した場合は、対象者の勤務している又は勤務する予定がある「他の事業所」に関する情報について、記載してください。

※事業所数に応じて、行を追加すること。

他の事業所での勤務(予定)

有

無



他の事業所での勤務(予定)有の場合、以下に記載してください

「有」にレ点を付けた場合、当該事業所に関する情報(法人名、事業所名、勤務期間)を記載すること。

法人名	医療法人社団□□□会			
事業所名	南新宿◇◇事業所			
勤務(予定)期間	令和5年4月1日	から	令和6年9月30日	まで

4 【補助対象経費のうち「学費」として教科書代を申請する対象者についてのみ確認してください】	
対象者の在籍する介護福祉士養成施設の学則で定める学費(学生納付金)に、申請する教科書代は含まれていない。学則で定める学費(学生納付金)とは別途徴収される費用である。	確認 ☐

5 【補助対象経費のうち「学費」としてユニホーム代を申請する対象者についてのみ確認してください】	
対象者の在籍する介護福祉士養成施設の学則で定める学費(学生納付金)に、申請するユニホーム代は含まれていない。学則で定める学費(学生納付金)とは別途徴収される費用である。	確認 ☐

6 【補助対象経費のうち「就職準備金」として交通費を申請する対象者についてのみ確認してください】																													
(1) 旅行の目的(就職セミナーへの参加等)及び交通費を申請する区間 ※参加した就職セミナー等の数に応じて、二重線で囲っている【旅行の目的】及び【交通費を申請する区間】について行を追加し、(1)－2、(1)－3等とすること。 ※行を追加した場合、下記(2)から(4)までは、全ての場合について確認の上、「確認」欄にレ点を付けること。																													
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="4">【旅行の目的】</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">「介護を目指す方対象！介護就職セミナー」</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right; background-color: yellow;">就職準備金として交通費を申請する場合、自宅等最寄り駅及び就職セミナー最寄り駅について、路線名と駅名の記載が必要です。</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>【交通費を申請する区間】</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自宅等最寄り(路線名)</td> <td>山手線</td> <td>(駅名)</td> <td>新宿駅</td> </tr> <tr> <td>就職セミナー最寄り(路線名)</td> <td>山手線</td> <td>(駅名)</td> <td>渋谷駅</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		【旅行の目的】				「介護を目指す方対象！介護就職セミナー」				就職準備金として交通費を申請する場合、自宅等最寄り駅及び就職セミナー最寄り駅について、路線名と駅名の記載が必要です。				<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>【交通費を申請する区間】</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自宅等最寄り(路線名)</td> <td>山手線</td> <td>(駅名)</td> <td>新宿駅</td> </tr> <tr> <td>就職セミナー最寄り(路線名)</td> <td>山手線</td> <td>(駅名)</td> <td>渋谷駅</td> </tr> </table>				【交通費を申請する区間】				自宅等最寄り(路線名)	山手線	(駅名)	新宿駅	就職セミナー最寄り(路線名)	山手線	(駅名)	渋谷駅
【旅行の目的】																													
「介護を目指す方対象！介護就職セミナー」																													
就職準備金として交通費を申請する場合、自宅等最寄り駅及び就職セミナー最寄り駅について、路線名と駅名の記載が必要です。																													
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>【交通費を申請する区間】</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自宅等最寄り(路線名)</td> <td>山手線</td> <td>(駅名)</td> <td>新宿駅</td> </tr> <tr> <td>就職セミナー最寄り(路線名)</td> <td>山手線</td> <td>(駅名)</td> <td>渋谷駅</td> </tr> </table>				【交通費を申請する区間】				自宅等最寄り(路線名)	山手線	(駅名)	新宿駅	就職セミナー最寄り(路線名)	山手線	(駅名)	渋谷駅														
【交通費を申請する区間】																													
自宅等最寄り(路線名)	山手線	(駅名)	新宿駅																										
就職セミナー最寄り(路線名)	山手線	(駅名)	渋谷駅																										
(2) 上記(1)の区間において、通勤手当相当分と重複する区間については、交通費を申請していない。	確認 ☒																												
(3) 交通費の金額は、電子マネーで支払った場合の所要額である。 (ただし、使用する公共交通機関が電子マネーでの支払を認めていない場合及び電子マネーでの支払いが最安とはならない場合を除く。本ただし書きが適用される場合、提出資料について事前に確認すること。)	確認 ☒																												
(4) 申請する区間内での最安・最早の区間等、適切な金額の申請となっている。	確認 ☒																												

7 【補助対象経費のうち「居住費」として家賃を申請する対象者についてのみ確認してください】	
対象者が賃貸借契約等に基づいて家賃を適正に支払っていることを確認した。	確認 ☒

令和6年〇月×日

法人名： 社会福祉法人〇〇〇会

代表者職氏名： 理事長 福祉 一郎 印

**令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金
対象者のうち雇用予定者について(雇用予定確認書)**

標記補助金の申請対象者のうち、下記の者については、交付申請時点で雇用契約を締結していませんが、下記のとおり雇用契約を締結する予定です。

記

雇用予定の留学生氏名	スマトラ・ジャワ
雇用予定期間	令和7年1月15日から令和7年12月31日まで
勤務先事業所名	西新宿〇〇介護事業所
勤務先所在地(就業の場所)	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金
提出書類一覧(交付申請時)

記入例

本様式は参考です。別様式で作成されている場合は、そちらを添付してください。
(補助金額とそれに対応する支出が分かるもの)

名 X事業所

(単位:円)

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
補助金	446,000	学費	795,000
自己資金	1,037,000	就職準備金	50,000
		国家試験受験対策費用	50,000
		居住費	528,000
		入居に係る初期費用	50,000
【収入】 ・「別記様式第1号-2」の「補助金交付申請額」を「都補助金」として記入 ・都補助金以外で、「自己資金」にて支出する額を記入(寄附金その他収入額)		【支出】 ・経費ごとに記入	
合計	1,483,000	合計	1,473,000
収入支出差引額		0円	

上記の介護保険事業所における介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金に関する歳入・歳出予算書は原本と相違ないことを証明します。

歳入と歳出の額は同額になる

法人名称、代表者氏名を記入

法人名

代表者職氏名

社会福祉法人〇〇〇会

理事長 福祉 一郎

印鑑証明書と同じ印

印

別記様式第1号
と同日を記入

令和6
年度

1

対象者名:

ハノイ・ホーチミン

※対象者ごとに作成

記入例

令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金
対象者が補助対象経費を支払ったことを証する書類一覧

交付申請時点で既に提出した書類についても、実績報告時点で再度提出していただきます。

- * 補助対象経費の金額及び対象者が各補助対象経費を支払ったことを確認するために、交付申請時点で、既に対象者が補助対象経費を支払い済みの場合のみ、以下に掲げる書類を提出してください。
- * 申請者(法人)が各書類を提出することを確認し、「提出時チェック」欄にレ点を付け、「書類No.」欄に番号を振ってください。
- * 該当のない経費については、欄に斜線を引いてください。
- * その他必要に応じて、書類の提出をお願いすることがあります。
- * 各提出書類上、経費の金額に、可能な範囲でマーカー等で印を付けてください。
- * 各提出書類上、対応する本様式上の「事業所No.」、「対象者No.」、「書類No.」を記載してください。

補助対象経費	経費の具体的な内容	提出書類	提出時 チェック欄	書類No
学費	対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設の学則で定める学費(学生納付金)	①対象者が日本語学校又は介護福祉士養成施設に学費を支払ったことを証明する領収書等(写)	☒	1
		②対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設が定める学費(学生納付金)の金額が分かる学則等	☒	2
	対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設指定の教科書代 ※学費(学生納付金)とは別途徴収される場合の費用	①対象者が経費を支払ったことを証明する領収書等(写)	☐	
		②対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設が指定する教科書であることとその金額が分かる、教科書一覧等	☐	
	対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設指定のユニホーム代 ※学費(学生納付金)とは別途徴収される場合の費用	①対象者が経費を支払ったことを証明する領収書等(写)	☐	
		②対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設が指定するユニホームであることとその金額が分かる、案内等	☐	
入学準備金	対象者の在籍する介護福祉士養成施設の入学金 ※対象者の在籍する介護福祉士養成施設の学則で定める学費(学生納付金)のうちの入学金	①対象者が介護福祉士養成施設に入学金を支払ったことを証明する領収書等(写)	☐	
		②対象者の在籍する介護福祉士養成施設が指定する入学金の金額が分かる学則等	☐	
就職準備金	介護業界を含む福祉業界への就職活動のために要した交通費	①介護業界及び介護業界を含む福祉業界への就職活動の実施場所・日時が分かる就職セミナーのパンフレット等	☒	3
	介護業界を含む福祉業界への就職活動のために要した参加費用	①対象者が就職セミナー等の実施先に参加費用を支払ったことを証明する領収書等(写)	☒	4
		②介護業界を含む福祉業界へのセミナー等の実施場所・日時が分かる就職セミナーのパンフレット等	☒	5
国家試験受験対策費用	介護福祉士国家試験対策模擬試験の受験費用	①対象者が模擬試験実施先に受験費用を支払ったことを証明する領収書等(写)	☒	6
		②令和6年度の介護福祉士国家試験合格を目指すための模擬試験であることが分かる模擬試験案内等	☒	7
	介護福祉士国家試験受験費用	①対象者が試験実施先に受験費用を支払ったことを証明する領収書等(写)	☒	8
居住費	家賃	①対象者の居住地、居住期間、月額賃料等を確認できる賃貸借契約書等(写) (法人借上げの場合は、対象者が賃料を負担していることので分かる書類を御提出ください。)	☒	9
入居に係る初期費用等	引越し費用	①対象者が経費を支払ったことを証明する領収書等(写)	☒	10
	家具家電の購入費用	②対象者が経費を支払ったことを証明する領収書等(写)	☒	11
	礼金	③対象者が支払った礼金を確認できる賃貸借契約書等(写)	☒	12

令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金

提出書類一覧（実績報告時）

実績報告の提出にあたり、こちらで提出書類をチェックの上、一緒にご提出下さい。

法人名 社会福祉法人〇〇〇会

事業所名 X事業所

番号	提出書類名	提出時 チェック欄	備考
1	令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金提出書類一覧（実績報告時）（本票）	✓	
2	実績報告書（別記様式第3号）	✓	
3	対象者一覧（別記様式第3号-2）	✓	
4	実績報告内訳（対象者別）（別記様式第3号-3） ※対象者ごとに作成	✓	
5	対象者及び指導担当職員の勤務報告書（別記様式第3号-4）	✓	
6	対象者別 確認事項（別記様式第3号-5） ※対象者ごとに作成	✓	
7	外国人介護従事者指導担当職員向け研修修了証書（写） ※原則、1事業所1名分	✓	
8	法人と対象者の雇用関係が確認できる書類 法人と対象者間で締結された雇用契約書（写） ※交付申請時点で雇用予定確認書を提出した対象者分のみ、提出すること。	✓	
9	対象者の在学状況等が確認できる書類 ※対象者の在学する学校の種別及び対象者の在学状況に応じて、以下の書類を提出すること。 令和7年度に日本語学校を卒業予定の対象者 ・対象者が、令和7年3月31日時点で日本語学校に在学していることが確認できる書類（在学証明書等） 令和6年度に日本語学校を卒業する対象者 ・対象者が令和6年度に日本語学校を卒業することが確認できる書類（卒業証明書等） ・対象者が令和7年度に介護福祉士養成施設に入学することが確認できる書類（入学許可証等） 令和7年度以降に介護福祉士養成施設を卒業予定の対象者 ・対象者が、令和7年3月31日時点で介護福祉士養成施設に在学していることが確認できる書類（在学証明書等） 令和6年度に介護福祉士養成施設を卒業する対象者 ・対象者が令和6年度に介護福祉士養成施設を卒業することが確認できる書類（卒業証明書等） ・対象者の令和6年度介護福祉士国家試験受験票（写）	✓ ✓ ✓ ✓	
10	令和6年4月1日時点で介護職員処遇改善加算Iを取得していることを証明する書類(例：届出の写し等)	✓	
11	歳入・歳出決算書(抄本)（参考様式①）		
12	請求書（別記様式第4号）	✓	
13	支払金口座振替依頼書	✓	
14	対象者が補助対象経費を支払ったことを証する書類 ※対象者ごとに作成 ※交付申請時点で既に提出した書類についても実績報告時点で再度提出すること。 対象者が補助対象経費を支払ったことを証する書類一覧（参考様式②） ※参考様式②に記載された書類を提出し、「提出時チェック」欄にレ点を付けること。 対象者が補助対象経費を支払ったことを証する領収書等添付 ※対象者が支払ったことを証する領収書等の写しを添付すること。	✓ ✓	
15	法人が対象者（または直接学校等）に補助対象経費を支払ったことを証する書類 ※事業所ごとに作成 ※交付申請時点で既に提出した書類についても実績報告時点で再度提出すること。 対象者が補助対象経費を支払ったことを証する書類一覧（対象者別）（参考様式②） ※法人が直接学校等に補助対象経費を支払った場合はご添付ください。 ※参考様式②に記載された書類を提出し、「提出時チェック」欄にレ点を付けること。 法人が補助対象経費を支払ったことを証する領収書等添付 ※法人が支払ったことを証する領収書等の写しを添付すること。	✓	

※その他必要に応じて、書類の提出をお願いすることがあります。

※各様式における法人名・所在地・代表者名は、原則として印鑑証明書の表記と一致し、事業所名・事業所所在地は、原則として事業所指定を受けた内容と一致する。ただし、法人・事業所の所在地について、建物名や部屋番号を追加記載することは

この欄を使用し、必要書類がすべてそろっていることを必ずご確認の上、この用紙と必要書類と一緒に提出してください。
提出する書類はプルダウンからチェックを選択してください。
提出の必要がない書類については、斜線を引いてください。

水色のセルは、自動入力されます。

記入例

令和 7年 ×月 □日

東京都知事 殿

※法人名・所在地・代表者名は、原則として印鑑証明書の表記と一致するように記載してください。
※代表者名には、原則として印鑑証明書の記載と同様に、職名と氏名を記載してください。

法人名： 社会福祉法人〇〇〇会
事業所名： X事業所
法人所在地： 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
代表者職氏名： 理事長 福祉 一郎 印

印鑑証明書と同じ印

令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業補助金 実績報告書

令和 年 月 日付 福祉高介第 号で交付決定を受けた令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業補助金に係る事業実績について、下記のとおり報告します。

記

1 補助所要額 金 377,000 円

2 事業所情報

事業所所在地	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	
事業所指定番号	1234567890	
サービス種別コード	A	通所介護

＜本補助金申請事務の担当者＞

※「書類送付先」は、上記「事業所所在地」と異なる場合のみ記入すること。

書類送付先	住所	〒〇〇〇-××××
	宛名	東京都新宿区西新宿〇一△一× 社会福祉法人〇〇〇会 総務部総務課 ××
担当	ふりがな	とちょう つきこ
	氏名	都庁 月子
	部署	総務部 総務課
	電話番号	03-1234-5678
	メールアドレス	〇◇@kaigo.jp

水色のセルは、自動入力されます。

※事業所ごとに作成

令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業補助金
対象者一覧（事業所別）

記入例

事業所名		X事業所								
事業所内の対象者合計人数を記載してください。		事業所内の対象者合計人数								
※「補助所要額」には、別記様式第3号—3の金額を転記してください。		事業所内合計人数								
各対象者の「補助金交付申請額」には、別記様式第3号—3の金額を転記してください。		3								
No.	対象者氏名	補助所要額 (単位:円)	国籍	上記事業所での 雇用開始 年月日	上記事業所での 雇用終了(予定) 年月日	申請年度における 雇用月数	在学する 学校の種別	日本語学校又は 介護福祉士養成施設 入学年月日	日本語学校又は 介護福祉士養成施設 卒業(予定)年月日	申請年度における 補助対象期間
1	ハノイ・ホーチミン	275,000	ベトナム	令和6年4月1日	令和6年9月30日	6月	介護福祉士養成施設	令和5年4月1日	令和7年3月31日	令和6年4月1日 ~ 令和6年9月30日
2	スマトラ・ジャワ	8,000	インドネシア	令和7年1月15日	令和7年12月31日	2月	日本語学校	令和6年10月1日	令和7年12月31日	令和7年2月1日 ~ 令和7年3月31日
3	マニラ・オルモック	94,000	フィリピン	令和5年4月1日	令和9年3月31日	12月	日本語学校	令和5年11月1日	令和6年10月31日	令和6年4月1日 ~ 令和6年10月31日
合計		377,000								

【補助対象期間の考え方】
・日本語学校の場合:日本語学校卒業日前の引き続く1年以内
・介護福祉士養成施設の場合:介護福祉士養成施設における正規の修学期間(2~4年間)

雇用開始日・雇用終了日が月の途中であった場合には、当該日の属する月は、雇用月数に含まれません。

雇用開始年月日は、対象者との雇用契約締結日又は雇用契約上定める雇用開始日を記載してください。

上記の金額を入力すると自動計算されます。

※行数は必要に応じて追加すること。

記入例

水色のセルは、自動入力されます。

※対象者ごとに作成

令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業補助金 実績報告内訳(対象者別)

【交付決定額】 補助所要額(K欄)を記載(変更)交付申請額と交付決定額となる。

該当項目にチェック	申請年度における事業所での雇用月数	項目	対象経費(円) ※1円未満切り捨て	対象経費の実支出額(円)	寄附金 その他収入額 (円)	寄附金その他収入額 を控除した額(円)	補助基準額(円)	選定額(円)	補助率	補助所要額(円) ※1,000円未満 切り捨て	備考 ※積算根拠について詳細に記載	交付決定額 (円)
A	C	B	D	E						K	L	M
☒		学費	300,000	300,000	0	300,000	300,000	300,000		150,000	令和6年度分の学費80万円を法人が留学生に支給。60万円に、雇用予定月数6月を乗じ12月で除した金額30万円が対象経費。	150,000
☐		入学準備金				0	200,000	0		0		
☒	6	就職準備金	10,000	10,000	0	10,000	200,000	10,000	1/2	5,000	令和7年2月に介護業界への就職活動のためにセミナーに参加。交通費として1万円の経費を支給。	5,000
☒		国家試験受験対策費用	40,000	40,000	0	40,000	40,000	40,000		20,000	令和6年度の国家試験受験に向けて模擬試験の受験料と国家試験受験料として、合計4万円を法人から支給。	20,000
☒		居住費	180,000	180,000	0	180,000	600,000	180,000		90,000	月額3万円の寮費を令和6年4月から9月までの6か月、法人が留学生に支給。年度内支給額は18万円。	90,000
☒		入居に係る初期費用等	20,000	20,000	0	20,000	50,000	20,000		10,000	令和6年4月に引越しい費用として2万円の経費を支給。	10,000
合計欄			550,000	550,000						275,000		275,000

別記様式第3号-2「補助金交付申請額」に転記してください。

1 別記様式第3号-2に転記。ただし、交付決定額が上限

【対象経費】令和6年4月1日から令和7年3月31日までに補助対象事業者から対象者に支給した経費のうち、対象者(留学生)が補助対象期間に要した経費です。
ただし、補助対象期間が複数年度にまたがる場合は、令和6年度の経費に限ります。
また、学費については、雇用月数を乗じた額を12月で除した金額とします。

【対象経費の実支出額】 本補助金申請のために対象とする金額を記載してください。支給した対象経費全額を補助申請する場合、D欄とE欄は、同額となります。

【様式第3号—3の記載に当たったの注意事項】

- 1 「A チェック欄」には、対象者ごとに該当のある対象経費の項目についてチェックを入れること。
- 2 「C 申請年度における上記事業所での雇用月数」欄に記載する月数は、令和6年度における対象者の雇用月数を記載すること。雇用開始日の属する月の翌月から起算するものとする。また、雇用終了が月の途中であった場合、雇用終了日の属する月の前月までを算定するものとする。
なお、雇用月数が1月未満となる場合は、補助対象外とする。
- 3 「D 対象経費」欄について
(1)対象者一人当たりの対象経費は、令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業補助金交付要綱(以下、「交付要綱」と言う。)第6に定める事業の実施期間中に補助事業者から対象者に支給した経費のうち、対象者が第7に定める補助対象期間に要した経費とする。
ただし、第7に定める補助対象期間が複数年度にまたがる場合は、令和6年度の経費に限る。
(2)学費及び居住費については、交付要綱第6に定める事業の実施期間中に、対象者一人当たりの対象経費の全額に、雇用月数を乗じた額を12月で除した金額を対象とする。(1円未満の端数は切り捨てる。)
(3)入学準備金については、介護福祉士養成施設の入学年度の給付のみを対象とする。
(4)就職準備金及び国家試験受験対策費用については、介護福祉士養成施設の卒業年度の給付のみを対象とする。
- 4 「E 対象経費の実支出額」欄には、「D 対象経費」のうち、法人が留学生に対して実際に支給した金額で、本補助金の申請に係る金額を記載すること。
- 5 「H 補助基準額」欄について
(1)学費については、交付要綱の別表2第2欄に掲げる補助基準額の月額に、雇用月数を乗じた額とする。
(2)入学準備金については、介護福祉士養成施設の入学年度のみ適用する。
(3)就職準備金及び国家試験受験対策費用については、介護福祉士養成施設の卒業年度のみ適用する。
- 6 「I 選定額」欄には、「G 寄附金その他収入額を控除した額」及び「H 補助基準額」を比較して小さい方の額を記入すること。
- 7 「K 補助所要額」欄には、「I 選定額」に「J 補助率 1/2」を乗じて得た額を記入すること。
なお、1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てた額を記入すること。
- 8 「L 備考」欄には、各経費の精算根拠について、詳細に記載すること。
- 9 「M 交付決定額」欄には、交付決定通知を確認し、同じ金額を記入すること。
- 10 行数は必要に応じて追加すること。

事業所名: X事業所

記入例

令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業補助金 対象者及び指導担当職員の勤務報告書

1 対象者及び指導担当職員

No.	対象者氏名	対象者の業務内容※	指導担当職員氏名	指導担当職員の事業所における勤務状況
1	ハノイ・ホーチミン	利用者に対して、衣服着脱時の介助や、食事を取る際の介助を行った。	新宿 太郎	令和2年4月1日より勤務
2	スマトラ・ジャワ	利用者に対して、車いすで施設内を移動するための介助や、食事の介助を行った。	東京 花子	令和3年4月1日より勤務
3	マニラ・オルモック	利用者に対して、衣服着脱や食事のための介助を行った。	人材 一郎	令和3年4月1日より勤務

※対象者は、原則として介護業務に従事させること
介護業務とは、「入浴や排泄、食事などの身体上の介助やこれに関連する業務」を言う。

「業務内容」には、各対象者が事業所で従事した介護業務等の内容を出来る限り具体的に記載してください。

介護業務とは、「入浴や排泄、食事などの身体上の介助やこれに関連する業務」を指します。

【業務例】

衣服着脱の介助、車いす等の移動の介助、食事の介助、身体清拭、おむつ交換 等
※掃除、見守り、記録等の周辺業務のみに従事している場合は補助対象外となりますので、注意してください。

指導担当職員の事業所における勤務開始時期を記載すること

交換 等

2

福祉士養成施設を卒業予定

対象者についての確認事項

(1) 令和7年度に日本語学校を卒業予定の日本語学校在学学生

①上記1に記載した対象者のうち、該当者の有無(有の場合レ点を付けること)

有 ☒

②上記①で「有」にレ点を付けた場合、以下ア及びイについて法人が対象者本人に確認し、レ点を付けてください。

☒

ア. 対象者が令和7年度に日本語学校を卒業する意思を有することを確認した。

☒

イ. 対象者が日本語学校を卒業後、介護福祉士養成施設に進学する意思を有することを確認した。

(2) 令和7年度以降に介護福祉士養成施設を卒業予定の介護福祉士養成施設在学学生

①上記1に記載した対象者のうち、該当者の有無(有の場合レ点を付けること)

有 ☐

②上記①で「有」にレ点を付けた場合、以下ア及びイについて法人が対象者本人に確認し、レ点を付けてください。

☐

ア. 対象者が令和6年度に学年を修了後、進級する意思を有することを確認した。

☐

イ. 対象者が介護福祉士国家試験を受験する意思を有することを確認した。

事業所名 : X事業所

対象者No. : 1

対象者名 : ハノイ・ホーチミン

記入例

※対象者ごとに作成

令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業補助金
対象者別 確認事項

【確認方法】

- * 法人が下記1から7までの各項目について確認し、「確認」欄にレ点を付けてください。
- * 1～3は、全ての対象者について確認が必要です。
- * 4～7は、対象者のうち該当の場合のみ確認が必要です。

1 【必須】 対象者と締結する雇用契約及び贈与契約は、労働関係法令を遵守の上、労働問題が発生しないよう、慎重に作成した。

確認後「確認」欄にレ点を付けてください。

確認



2 【必須】 対象者が本補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等を受けていないことを確認した。

確認



<補足>

他の補助金等とは、以下に掲げる他制度等を指します。

a. 国又は地方公共団体の貸付又は給付制度

(例) 介護福祉士修学資金貸付事業、区市町村が実施する対象者の学費等経費に対する補助事業、区市町村が実施する対象者の奨学金返済額に対する補助事業

b. 上記a以外の貸付又は給付制度

(例) 日本学生支援機構の奨学金制度、対象者の在籍する介護福祉士養成施設の奨学金制度、その他民間企業の貸付制度

※貸付制度を受けている場合、貸付金額の返済免除如何に関わらず本補助金を申請することはできません。

※他の補助金等で学費について支給を受け、本補助金で学費以外の対象経費の支給を受ける場合は、対象経費を重複していないため、本補助金を申請することはできます。

※区市町村の実施する補助金において、重複する経費を申請する場合、事業者の負担分が0にならない範囲であれば申請が可能です。(交付要綱 別記 補助条件3)

※上記の他、判断に迷われる場合は、まずは関連のQAをご確認ください。

3 【必須】 対象者が、令和6年度内に、本事業所以外の事業所において勤務していましたか。

(1) 勤務していた場合は、下の「他の事業所での勤務(予定)」の「有」にレ点を入れてください。勤務していなかった場合は、「無」にレ点を入れてください。

(2) 上記(1)で「有」を選択した場合は、対象者の勤務していた「他の事業所」に関する情報について、記載してください。

※事業所数に応じて、行を追加すること。

他の事業所での勤務(予定)

「有」にレ点を付けた場合、当該事業所に関する情報(法人名、事業所名、勤務期間)を記載すること。

有



無



他の事業所での勤務(予定)有の場合、以下に記載してください。

法人名	医療法人社団□□□会			
事業所名	南新宿◇◇事業所			
勤務(予定)期間	令和6年4月1日	から	令和6年9月30日	まで

4 【補助対象経費のうち「学費」として教科書代を申請する対象者についてのみ確認してください】	
対象者の在籍する介護福祉士養成施設の学則で定める学費(学生納付金)に、申請する教科書代は含まれていない。学則で定める学費(学生納付金)とは別途徴収される費用である。	確認 ☐

5 【補助対象経費のうち「学費」としてユニホーム代を申請する対象者についてのみ確認してください】	
対象者の在籍する介護福祉士養成施設の学則で定める学費(学生納付金)に、申請するユニホーム代は含まれていない。学則で定める学費(学生納付金)とは別途徴収される費用である。	確認 ☐

6 【補助対象経費のうち「就職準備金」として交通費を申請する対象者についてのみ確認してください】																													
(1) 旅行の目的(就職セミナーへの参加等)及び交通費を申請する区間 ※参加した就職セミナー等の数に応じて、二重線で囲っている【旅行の目的】及び【交通費を申請する区間】について行を追加し、(1)－2、(1)－3等とすること。 ※行を追加した場合、下記(2)から(4)までは、全ての場合について確認の上、「確認」欄にレ点を付けること。																													
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="4">【旅行の目的】</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">「介護を目指す方対象！介護就職セミナー」への参加</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>自宅等最寄り(路線名)</td> <td>JR山手 線</td> <td>(駅名)</td> <td>新宿 駅</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td>就職セミナー最寄り(路線名)</td> <td>JR山手 線</td> <td>(駅名)</td> <td>渋谷 駅</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 【交通費を申請する区間】 </td> </tr> </table> 就職準備金として交通費の実績として、自宅等最寄り駅及び就職セミナー最寄り駅について、路線名と駅名の記載が必要です。		【旅行の目的】				「介護を目指す方対象！介護就職セミナー」への参加				<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>自宅等最寄り(路線名)</td> <td>JR山手 線</td> <td>(駅名)</td> <td>新宿 駅</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td>就職セミナー最寄り(路線名)</td> <td>JR山手 線</td> <td>(駅名)</td> <td>渋谷 駅</td> </tr> </table>				自宅等最寄り(路線名)	JR山手 線	(駅名)	新宿 駅	↓				就職セミナー最寄り(路線名)	JR山手 線	(駅名)	渋谷 駅	【交通費を申請する区間】			
【旅行の目的】																													
「介護を目指す方対象！介護就職セミナー」への参加																													
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>自宅等最寄り(路線名)</td> <td>JR山手 線</td> <td>(駅名)</td> <td>新宿 駅</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td>就職セミナー最寄り(路線名)</td> <td>JR山手 線</td> <td>(駅名)</td> <td>渋谷 駅</td> </tr> </table>				自宅等最寄り(路線名)	JR山手 線	(駅名)	新宿 駅	↓				就職セミナー最寄り(路線名)	JR山手 線	(駅名)	渋谷 駅														
自宅等最寄り(路線名)	JR山手 線	(駅名)	新宿 駅																										
↓																													
就職セミナー最寄り(路線名)	JR山手 線	(駅名)	渋谷 駅																										
【交通費を申請する区間】																													
(2) 上記(1)の区間において、通勤手当相当分と重複する区間については、交通費を申請していない。	確認 ☒																												
(3) 交通費の金額は、電子マネーで支払った場合の所要額である。 (ただし、使用する公共交通機関が電子マネーでの支払を認めていない場合及び電子マネーでの支払いが最安とはならない場合を除く。本ただし書きが適用される場合、提出資料について事前に確認すること。)	確認 ☒																												
(4) 申請する区間内での最安・最早の区間等、適切な金額の申請となっている。	確認 ☒																												

7 【補助対象経費のうち「居住費」として家賃を申請する対象者についてのみ確認してください】	
対象者が賃貸借契約等に基づいて家賃を適正に支払っていることを確認した。	確認 ☒

令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金
に関する歳入・歳出決算書(抄本)

記入例

本様式は参考です。別様式で作成されている
場合は、そちらを添付してください。
(補助金額とそれに対応する支出が分かるもの)

事業所名 X事業所

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
補助金	377,000	学費	795,000
自己資金	1,077,000	就職準備金	50,000
		国家試験受験対策費用	30,000
		居住費	519,000
		入居に係る初期費用等	50,000
合計	1,454,000	合計	1,444,000
収入支出差引額		0円	

・「別記様式第3号-2」の「補助
所要額」を「都補助金」として記入
・都補助金以外で、「自己資金」に
て支出する額を記入(寄附金その他
収入額)

【支出】
・経費ごとに記入

上記の介護保険事業所における介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金
に関する歳入・歳出予算書は原本と相違ないことを証明します。

歳入と歳出の額は同額になる

令和 7年 ×月 □日

法人名称、代表者氏名を記入

法人名: 社会福祉法人〇〇〇会

代表者職氏名: 理事長 福祉 一郎

印

別記様式第2号
と同日を記入

印鑑証明書と同じ印

事業所No. : 1
対象者No. : 1

対象者名:

ハノイ・ホーチミン

※対象者ごとに作成

記入例

令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金
対象者が補助対象経費を支払ったことを証する書類一覧

交付申請時点で既に提出した書類についても、実績報告時点で再度提出してください。

- * 補助対象経費の金額及び対象者が各補助対象経費を支払ったことを確認するために、以下に掲げる書類を提出してください。
- * 申請者(法人)が各書類を提出することを確認し、「提出時チェック」欄にレ点を付け、「書類No.」欄に番号を振ってください。
- * 該当のない経費については、欄に斜線を引いてください。
- * その他必要に応じて、書類の提出をお願いすることがあります。
- * 各提出書類上、経費の金額に、可能な範囲でマーカー等で印を付けてください。
- * 各提出書類上、対応する本様式上の「事業所No.」、「対象者No.」、「書類No.」を記載してください。

補助対象経費	経費の具体的な内容	提出書類	提出時 チェック 欄	書類No.
学費	対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設の学則で定める学費(学生納付金)	①対象者が日本語学校又は介護福祉士養成施設に学費を支払ったことを証明する領収書等(写)	☒	1
		②対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設が定める学費(学生納付金)の金額が分かる学則等	☒	2
	対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設指定の教科書代 ※学費(学生納付金)とは別途徴収される場合の費用	①対象者が経費を支払ったことを証明する領収書等(写)	☐	
		②対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設が指定する教科書であることとその金額が分かる、教科書一覧等	☐	
	対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設指定のユニホーム代 ※学費(学生納付金)とは別途徴収される場合の費用	①対象者が経費を支払ったことを証明する領収書等(写)	☐	
		②対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設が指定するユニホームであることとその金額が分かる、案内等	☐	
入学準備金	対象者の在籍する介護福祉士養成施設の入学金 ※対象者の在籍する介護福祉士養成施設の学則で定める学費(学生納付金)のうちの入学金	①対象者が介護福祉士養成施設に入学金を支払ったことを証明する領収書等(写)	☐	
		②対象者の在籍する介護福祉士養成施設が指定する入学金の金額が分かる学則等	☐	
就職準備金	介護業界を含む福祉業界への就職活動のために要した交通費	①介護業界及び介護業界を含む福祉業界への就職活動の実施場所・日時が分かる就職セミナーのパンフレット等	☒	3
	介護業界を含む福祉業界への就職活動のために要した参加費用	①対象者が就職セミナー等の実施先に参加費用を支払ったことを証明する領収書等(写)	☒	4
		②介護業界を含む福祉業界へのセミナー等の実施場所・日時が分かる就職セミナーのパンフレット等	☒	5
国家試験受験対策費用	介護福祉士国家試験対策模擬試験の受験費用	①対象者が模擬試験実施先に受験費用を支払ったことを証明する領収書等(写)	☒	6
		②令和6年度の介護福祉士国家試験合格を目指すための模擬試験であることが分かる模擬試験案内等	☒	7
	介護福祉士国家試験受験費用	①対象者が試験実施先に受験費用を支払ったことを証明する領収書等(写)	☒	8
居住費	家賃	①対象者の居住地、居住期間、月額賃料等を確認できる賃貸借契約書等(写) (法人借上げの場合は、対象者が賃料を負担していることのできる書類をご提出ください。)	☒	9
入居に係る初期費用等	引越し費用	①対象者が経費を支払ったことを証明する領収書等(写)	☒	10
	家具家電の購入費用	②対象者が経費を支払ったことを証明する領収書等(写)	☒	11
	礼金	③対象者が支払った礼金を確認できる賃貸借契約書等(写)	☒	12

水色のセルに入力してください。

支払金口座振替依頼書

(新規・変更用)

日付は空欄でご提出ください。

令和 年 月 日

東京都知事 殿

東京都から私に支
事業補助金は口座振
替で振り込んでください。

郵便番号、住所、連絡先電話番号、法人名、
代表者職・氏名を記入してください。
(印鑑証明書に記載されている内容と一致)

のコミュニケーション促進支援
の口座に口座振替の方法をもつ

依頼人

住 所 〒 ○○○ - ××××
東京都新宿区○○
(電話番号: 03 (1234) ××××)

氏 名 社会福祉法人○○○会
理事長 東京 太郎

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

印

印鑑証明書と同じ印

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号(右詰め)で記入
都庁 ☒ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合 ☐ 農協	福祉 ☐ 本店 ☒ 支店	0 0 0 × 9 × ×	1	9 8 7 6 5 4 3
口座名義人(カタカナ) 30文字まで				
フ ク) マ ル マ ル マ ル カ イ リ シ ム チ ヨ ウ ト ウ キ ヨ ウ タ ロ ウ				

* 種目:預金種目は、次のコードで記入してください。 : 1 普通、2 当座、4 貯蓄

必ず全ての項目を記入してください。

口座番号は右詰め、口座名義人(カタカナ)は左詰めでご記入ください。濁点、半濁点は1マス使用してください。

記入にあたっては以下の略語一覧もご参考ください。

ご注意

- 1 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 2 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 3 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。

法人略語一覧

用語	略語	用語	略語	用語	略語	用語	略語
株式会社	カ	学校法人	ガク	地方独立行政法人	チドク	財団法人	
有限会社	ユ	司法書士法人	シウ	社会保険労務士法人	ロウム	一般財団法人	ザイ
合資会社	シ	社会福祉法人	フク	医療法人		公益財団法人	
合名会社	メ	税理士法人	ゼイ	医療法人社団		有限責任中間法人	チュウ
合同会社	ド	更正保護法人	ホゴ	医療法人財団		無限責任中間法人	
弁護士法人	ベン	特定非営利活動法人	トキ	社会医療法人		国立大学法人	ダイ
宗教法人	シウ	農事組合法人	ノウ	社団法人		公立大学法人	
行政書士法人	ギョ	独立行政法人	ドク	公益社団法人	シャ		
相互会社	ソ	管理組合法人	カンリ	一般社団法人			

令和6年度介護施設等による留学生受入れ支援事業補助金交付要綱

5福祉高介第1353号

令和6年3月29日

一部改正 6福祉高介第1426号

令和6年10月31日

第1 目的

この要綱は、介護施設等による留学生受入れ支援事実施要綱（令和6年3月13日付5福祉高介第1150号）（以下「実施要綱」という。）の規定に基づいて行う介護施設等による留学生受入れ支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、もって事業の適正な運営を図ることを目的とする。

第2 補助対象事業所

都内に所在する別表1に定める介護サービスを提供する施設及び事業所（以下「事業所」という。）であり、かつ別紙1に掲げる要件を満たす事業所とする。

第3 交付の対象外

次の（1）から（3）までに掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- （1）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）（以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
- （3）社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）又はこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある法人

第4 補助対象事業

この要綱による補助対象事業は、第2に定める補助対象事業所が留学生を雇用し、学費等を支給する事業とする。

なお、この要綱において、特定技能外国人とは、特定技能「介護」として就労する者をいうものとし、留学生とは、介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校に通う留学生及び介護福祉士養成施設に通う留学生をいうものとする。

また、学費等の支給対象となる留学生（以下「対象者」という。）は、別紙2に掲げる要件を満たす者とする。

第5 補助対象経費

この要綱による補助対象経費は、第4に定める補助対象事業の実施に必要な経費として、別表2に掲げるものとする。

第6 事業の実施期間

補助事業の実施期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

なお、補助事業の実施期間外に補助対象事業所から対象者に支給した経費については、補助の対象としない。

第7 補助対象期間

対象者一人当たりの補助対象期間は、日本語学校の場合は、日本語学校卒業日前の引き続く1年以内とする。

また、介護福祉士養成施設の場合は、介護福祉士養成施設における正規の修学期間とする。

第8 補助金の額

この補助金は、別表2の第1欄に掲げる対象経費の実支出額から当該経費のための寄附金その他の収入額を控除した額と、別表2の第2欄に掲げる補助基準額とを比較して、小さい方の額に別表2の第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を都の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

第9 補助金の交付の申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める日までに交付申請書（別記様式第1号から第1号—5まで）を東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

第10 交付の決定等

- 1 知事は、第9による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が、法令及び予算の定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。
- 2 知事は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付の決定をすることができるものとする。

第11 補助金の交付決定通知

知事は、第10の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付けた条件を申請者に通知するものとする。

第12 変更交付申請

- 1 前条の規定に基づく交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、この補助

金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、第9の規定に準じるものとする。

2 前項の規定に基づく申請は、変更交付申請書（別記様式第2号から第2号—5まで）により行うものとする。

第13 補助条件

この補助金の交付に当たっては、別記補助条件を付するものとする。

第14 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから10日以内に、実績報告書（別記様式第3号から第3号—5まで）を知事に提出しなければならない。

第15 補助金の額の確定等

知事は、第14に定める実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

第16 補助金の支払

知事は、第15による補助金の額確定後、速やかに補助金を支払うものとする。

附則（5福祉高介第1353号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則（6福祉高介第1426号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

サービス名	コード
・通所介護	A
・（介護予防）短期入所生活介護	B
・（介護予防）短期入所療養介護	C
・（介護予防）通所リハビリテーション	D
・（介護予防）特定施設入居者生活介護	E
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護	F
・看護小規模多機能型居宅介護	G
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護	H
・（介護予防）認知症対応型通所介護	I
・地域密着型特定施設入居者生活介護	J
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	K
・地域密着型通所介護	L
・介護老人福祉施設	M
・介護老人保健施設	N
・介護医療院	O

※ 1 国又は地方公共団体が設置及び運営する事業所は除く。

※ 2 介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 7 2 条の 2 の規定による共生型サービスは除く。

別表 2

1 対象経費	2 補助基準額	3 補助率
対象者一人当たりの対象経費は、第6に定める事業の実施期間中に補助事業者から対象者に支給した経費のうち、対象者が第7に定める補助対象期間に要した下記（1）から（6）までに掲げる経費とする。 ただし、第7に定める補助対象期間が複数年度にまたがる場合は、令和6年度の経費に限る。 （1）学費 （2）入学準備金 （3）就職準備金 （4）国家試験受験対策費用 （5）居住費 （6）入居に係る初期費用等 注1 （1）及び（5）については、対象者一人当たりの対象経費の全額に、雇用月数（※）を乗じた額を12月で除した金額を対象とする。（1円未満の端数は切り捨てる。） 注2 （2）については、介護福祉士養成施設の入学年度の給付のみを対象とする。 注3 （3）及び（4）については、介護福祉士養成施設の卒業年度の給付のみを対象とする。	対象者一人当たりの補助基準額は、下記（1）から（6）までに掲げるとおりとする。 （1）学費 50千円 （月額） （2）入学準備金 200千円 （1回限り） （3）就職準備金 200千円 （1回限り） （4）国家試験受験対策費用 40千円 （1回限り） （5）居住費 600千円 （年額） （6）入居に係る初期費用等 月50千円 （該当月に限る） 注4 （1）及び（5）については、補助基準額の月額に、雇用月数（※）を乗じた額とする。 注5 （2）については、介護福祉士養成施設の入学年度のみ適用する。 注6 （3）及び（4）については、介護福祉士養成施設の卒業年度のみ適用する。	1 / 2

※雇用月数は、雇用開始が月の途中でであった場合、雇用開始日の属する月の翌月から起算するものとする。

また、雇用終了が月の途中でであった場合、雇用終了日の属する月の前月までを算定するものとする。

なお、雇用月数が1月未満となる場合は、補助対象外とする。

別紙 1

介護施設等による留学生受入れ支援事業補助金対象事業所の要件

補助対象事業所は、以下（１）から（５）の全てに該当する事業所とする。

（１）対象者を、第６の規定による事業の実施期間中に、１月以上雇用する事業所とする。

なお、雇用期間の算定に当たっては、雇用開始が月の途中であった場合、雇用開始日の属する月の翌月から起算するものとする。

また、雇用終了が月の途中であった場合、雇用終了日の属する月の前月までを算定するものとする。

（２）令和６年４月１日現在、介護職員処遇改善加算Ⅰを取得していること。

（３）対象者を指導する担当職員を配置すること。

（４）実施要綱第４（４）において定める外国人介護従事者の指導担当職員に対する研修を受講及び修了させること。

（５）対象者と贈与契約を締結し、当該贈与契約に基づき、学費等を給付すること。

なお、当該贈与契約は、労働関係法令を遵守の上、労働問題が発生しないよう、慎重に作成すること。

別紙 2

介護施設等による留学生受入れ支援事業補助金対象者の要件

対象者は、以下（１）及び（２）から（５）までのいずれか一つを満たす者とする。

- （１）「出入国管理及び難民認定法」別表第１に定める在留資格「留学」により、日本国内に滞在している外国人学生であること。
- （２）令和７年度に日本語学校を卒業予定で、以下①から③の要件を全て満たす日本語学校在
学生
 - ①令和７年３月３１日まで在学すること
 - ②日本語学校を卒業する意思を有すること
 - ③日本語学校卒業後、介護福祉士養成施設に進学する意思を有すること
- （３）令和６年度に日本語学校を卒業後、令和７年度に介護福祉士養成施設に進学する日本語
学校在学学生
- （４）令和７年度以降に介護福祉士養成施設を卒業予定で、以下①から③の要件を全て満たす
介護福祉士養成施設在学学生
 - ①令和６年度に学年を修了すること
 - ②令和６年度に学年を修了後、進級する意思を有すること
 - ③介護福祉士国家試験を受験する意思を有すること
- （５）令和６年度に介護福祉士国家試験を受験し、介護福祉士養成施設を卒業する介護福祉士
養成施設在学学生

補 助 条 件

1 承認事項

補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- （１）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （２）補助事業の内容を変更しようとするとき。
- （３）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事故報告

補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

3 他の補助金との重複禁止

この要綱による補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ただし、対象経費のうち、事業者が負担する部分について、区市町村がその一部を補助する場合を除く。

4 補助事業者に係る書類等

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後５年間保管しておかなければならない。

5 消費税等に係る税額控除の申告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入税額控除が０円の場合を含む。）は、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」（別記様式第５号）により速やかに知事に報告しなければならない。

6 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

7 補助事業の完了の時期

補助事業者は、補助事業を補助決定の交付の決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

8 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況その他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことがある。

9 遂行命令及び遂行の一時停止命令

(1) 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

(2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、知事は、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

10 是正のための措置

知事は、9の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

11 決定の取消し

(1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令又は要綱に違反したとき。

(2) (1)の規定は、本要綱第15の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

12 補助金の返還

知事は、6又は11の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

13 違約加算金

(1) 補助事業者は、11の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付

額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(2)(1)により違約加算金を計算する際の1か年の日数は、閏年に係らず365日とする。

(3)(1)により違約加算金を納付しなければならない場合において、当該補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

1.4 延滞金

(1) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(2) 1.3の(2)及び(3)の規定は延滞金に準用する。

1.5 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し、補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

1.6 補則

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、「東京都補助金等交付規則」(昭和37年東京都規則第141号)及び「東京都補助金等交付規則の施行について」(昭和37年財主調発第20号)の定めるところによるものとする。

質問一覧表

No.	Q
(補助金の交付について)	
1	補助金を申請して交付を受けると、後年、東京都の監査を受けるのでしょうか。
2	補助金の書類は何年間保管する必要がありますか。
3	補助金の申請は、必ず介護保険事業所を運営する事業者が行うのでしょうか。
(補助対象事業所について)	
4	外国人介護職員を5月15日から6月15日まで雇用しました。この場合、本事業の利用は可能ですか。
5	外国人介護職員を助成年度の3月1か月間のみ雇用予定です。 交付申請時点では、対象者と雇用契約を締結していません。この場合、本事業を申請することはできますか。
6	助成年度の5月1日に処遇改善加算Ⅰを取得しました。本事業の利用は可能ですか。
7	いつ時点までに「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を取得している必要がありますか。
8	外国人職員を指導する担当職員について、専任として新規に雇用せず、既存の職員が兼務しても構いませんか。
9	外国人介護職員1名に対して、複数の指導担当職員を配置しても構いませんか。
10	対象事業所要件として、都の実施する研修の受講及び修了に係る以下の要件があります。 「(4) 東京都の実施する外国人介護従事者の指導担当職員に対する研修を受講及び修了させること。」 この研修を受講させる職員について条件はありますか。
11	都の実施する外国人介護従事者の指導担当職員に対する研修の受講及び修了を証するために、どのような書類を提出する必要がありますか。
12	令和5年度に東京都の実施した外国人介護事業者指導担当職員向け研修を受講及び修了させた職員が事業所に在籍しています。 この場合、令和6年度に改めて研修を受講する必要がありますか。
13	過去に東京都の実施した外国人介護事業者指導担当職員向け研修を事業所の職員が受講しましたが、全ての講義を受講しなかったため、研修修了証書が発行されませんでした。 当該職員が令和6年度も引き続き事業所に勤務している場合、令和6年度に研修を改めて受講する必要はありますか。
14	都の実施する外国人介護職員指導担当者研修以外の研修(例：介護の技能実習指導員講習会)を既に受講済み／受講予定です。これらの場合でも、都の研修を受講しないといけませんか。
(補助対象者(本補助の対象となる留学生)について)	
15	対象者には、事業所での雇用期間中、どのような業務に従事させる必要がありますか。
16	日本語学校はどのような学校になりますか。
17	介護福祉士養成施設はどのような施設になりますか。
18	X事業所は、留学生Aさんに対象経費を支給し、本事業を申請しました。一方Aさんは、同年度にY事業所でも勤務していました。この場合、X事業所は、本事業を申請できますか。
19	派遣職員は、本事業の対象となりますか。
(補助対象経費について【共通】)	
20	補助金を申請する場合、外国人介護職員の在学状況別に申請可能な全ての補助対象経費について、申請をする必要はありますか。
21	それぞれの補助対象経費は明確に分かれている必要がありますか。
22	留学生を複数名アルバイトとして雇用しています。本事業の事業者又は事業所ごとの補助対象上限人数はありますか。
23	外国人介護職員が母国の親から仕送りを受けている場合は、当該外国人介護職員について本補助金を申請することはできますか。
24	外国人介護職員が令和5年度に、日本語学校就学の学費に他制度を活用していました。令和6年度に、介護福祉士養成施設分の学費に本補助金を申請することはできますか。
25	東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業を利用しています。本補助金で居住費の交付を申請することは可能ですか。
26	助成年度の外国人介護職員の介護福祉士養成施設の学費は120万円です。120万円のうち、60万円は本補助金を申請し、残りの60万円については他の補助金等を活用することは可能ですか。
27	令和6年度に、外国人介護職員の入学準備金20万円を申請しました。当該外国人介護職員は、令和6年度に他法人の別事業所でも勤務しており、他法人でも入学準備金20万円を申請していました。この場合、本事業の補助対象となりますか。
(補助対象経費について【学費】)	
28	A介護福祉士養成施設の正規の修学期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間で、学費は、「2年間で120万円」と設定されています。 この場合に、120万円全額が令和5年度の補助対象経費となりますか。

質問一覧表

No.	Q
29	A介護福祉士養成施設の正規の修学期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間で、学費は、「2年間で120万円」と設定されています。 A介護福祉士養成施設に通う留学生Bさんは、令和5年度に入学し、2年間の学費を令和5年度に一括で納入しました。 さらに、Bさんを雇用するX事業所は、学費相当額の120万円全額を令和6年度にBさんに給付しました。 この場合に、X事業所がBさんに対して既に支払った120万円について、令和6年度の補助対象となりますか。
(補助対象経費について【入学準備金】)	
30	学費と入学金が介護福祉士養成施設において一体的に規定されている場合、本補助を利用するために、介護福祉士養成施設や補助対象事業者が、任意の積算方法で入学金の金額を学費から切り離して申請することはできますか。
(補助対象経費について【就職準備金】)	
31	介護業界ではない民間企業への就職に向けた就職セミナーに参加しました。 この場合に、当該セミナーに参加した際の交通費は就職準備金として補助対象になりますか。
32	介護業界を含む多業種による合同就職活動のために要した経費は補助対象になりますか。
(補助対象経費について【国家試験受験対策費用】)	
33	国家試験受験対策費用はどのような経費が補助対象となりますか。
34	対象者が介護福祉士国家試験を受験しましたが、不合格でした。このような場合、国家試験受験に係る費用は補助対象外となりますか。
(補助対象経費について【居住費】)	
35	一室につき留学生が複数人で居住しています。この場合、各留学生について居住費を申請することができますか。
36	法人が借り上げた住宅に留学生を住ませ、家賃の一部を留学生から使用料として徴収しています。徴収している家賃について、法人が留学生と贈与契約に基づき給付した場合、補助対象として認められますか。
(補助対象経費について【入居に係る初期費用等】)	
37	どのような経費が対象になりますか。
38	年度内に複数回引越しをした場合、複数回分の費用を申請できますか。
(その他)	
39	法人独自の貸付制度と本補助金による給付の併用は可能ですか。

No.	Q	A
(補助金の交付について)		
1	補助金を申請して交付を受けると、後年、東京都の監査を受けるのでしょうか。	その通りです。ただし、監査対象は年度により異なりますので「必ず」ではありません。 ※ 東京都監査事務局が実施する監査は、都が補助金等を交付している団体に対し、都の補助金が正しく使われているかどうかをチェックするために行われます。このため、監査の対象となった場合には、対応にご協力いただくことは当然ですが、補助金を申請する時点から、将来の監査に備えた書類の整理・管理をお願いします。
2	補助金の書類は何年間保管する必要がありますか。	事業者は、補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類※を整理し、これらの帳簿・書類を、事業完了後5年間保管しておかなければなりません。 ※領収書等
3	補助金の申請は、必ず介護保険事業所を運営する事業者が行うのでしょうか。	介護保険事業所を運営する事業者（法人）名で手続きを行います。 各申請書等に使用する印鑑は、全て法人の実印を使用します。 また、交付申請の際に印鑑証明書の提出が必要です。 なお、法人の実印を他の印に代えることはできません。印影の刷り込み印刷も認められません。
(補助対象事業所について)		
4	外国人介護職員を5月15日から6月15日まで雇用しました。この場合、本事業の利用は可能ですか。	不可です。 この場合、5月15日が雇用開始日なので雇用期間は6月1日から起算しますが、6月15日が雇用終了日なので、雇用期間は5月30日までの算定となります。よって対象事業所要件のうち、対象者を「1月以上雇用する事業所」という要件を満たしません。
5	外国人介護職員を助成年度の3月1か月間のみ雇用予定です。 交付申請時点では、雇用契約を締結していません。この場合、本事業を申請することはできますか。	申請できます。 外国人介護職員を1月以上雇用していれば、必ずしも交付申請時点で雇用している必要はありません。 なお、交付申請時点で雇用契約を締結していない場合は、雇用契約書の代わりに、「雇用予定確認書（参考様式①）」を提出してください。本参考様式には、雇用予定の留学生の氏名、雇用予定期間、勤務先事業所名、勤務先所在地（就業の場所）を記載し、押印の上ご提出ください。
6	助成年度の5月1日に処遇改善加算Ⅰを取得しました。本事業の利用は可能ですか。	不可です。 助成年度の4月1日時点までに、取得している必要があります。
7	いつ時点までに「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を取得している必要がありますか。	令和6年4月1日です。 但し、年度途中に開設する新規の事業所に異動する場合、対象職員の異動日時点までに下記加算を取得していれば、本事業の対象とします。 ・対象職員の異動日が令和6年4月1日から5月31日までの場合：「介護職員処遇改善加算Ⅰ」 ・対象職員の異動日が令和6年6月1日以降の場合：「介護職員等処遇改善加算（新加算）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅴ（１）、Ⅴ（３）、Ⅴ（８）のいずれか」
8	外国人職員を指導する担当職員について、専任として新規に雇用せず、既存の職員が兼務しても構いませんか。	構いません。
9	外国人介護職員1名に対して、複数の指導担当職員を配置しても構いませんか。	構いません。 なお、交付申請時点及び実績報告時点では、複数の指導担当職員のうち、代表者1名について、氏名及び事業所での勤務状況（対象者の雇用期間と時期を重複して事業所で勤務していること等）の確認をいたします。
10	対象事業所要件として、都の実施する研修の受講及び修了に係る以下の要件があります。 「（４）東京都の実施する外国人介護従事者の指導担当職員に対する研修を受講及び修了させること。」 この研修を受講させる職員について条件はありますか。	事業所の職員のうち、原則として1名に当該研修を受講及び修了させてください。 実際に対象者の指導に当たる担当職員に受講させることを推奨します。 またその他、本事業の趣旨を踏まえ、対象者の指導・育成環境の整備に努めてください。 なお、令和6年度における本研修の日程・詳細については、東京都福祉保健財団ホームページをご確認ください。 ※令和5年度以前に当該研修を受講・修了した職員が在籍している場合は、改めて受講・修了する必要はありません。
11	都の実施する外国人介護従事者の指導担当職員に対する研修の受講及び修了を証するために、どのような書類を提出する必要がありますか。	研修の受講及び修了は、実績報告時点で、当該研修の受講修了証書の写しの提出をしてください。

No.	Q	A
12	令和5年度に東京都の実施した外国人介護事業者指導担当職員向け研修を受講及び修了させた職員が事業所に在籍しています。この場合、令和6年度に研修を受講する必要がありますか。	以下のとおりとします。 【ケース①】令和5年度A事業所に所属していた職員aが研修を受講。令和6年度aは引き続きA事業所に勤務 ⇒A事業所：令和6年度研修受講は不要 【ケース②】令和5年度B事業所に所属していた職員bが研修を受講。令和6年度bは同一法人内別事業所のC事業所に異動（または転職） ⇒B事業所：令和6年度研修受講は不要 C事業所：令和6年度研修受講は必要 ※上記において、「令和6年度研修受講は不要」とする場合は、令和5年度以前の研修の受講修了証書を提出
13	過去に東京都の実施した外国人介護事業者指導担当職員向け研修を事業所の職員が受講しましたが、全ての講義を受講しなかったため、研修修了証書が発行されませんでした。当該職員が令和6年度も引き続き事業所に勤務している場合、令和6年度に研修を改めて受講する必要はありますか。	過去に、当該研修を受講したけれども修了はしていない場合は、令和6年度に、事業所内の職員に改めて研修を受講及び修了させてください。
14	都の実施する外国人介護職員指導担当者研修以外の研修（例：介護の技能実習指導員講習会）を既に受講済み／受講予定です。これらの場合でも、都の研修を受講しないといけませんか。	都の実施する外国人介護職員指導担当職員向け研修の受講は、必須です。
(補助対象者（本補助の対象となる留学生）について)		
15	対象者には、事業所での雇用期間中、どのような業務に従事させる必要がありますか。	原則として介護業務に従事させてください。 介護業務とは、「入浴や排泄、食事などの身体上の介助やこれに関連する業務」を言います。 掃除、見守り、記録等の周辺業務のみに従事させることは、認められません。 （従事させる業務例） ・衣服着脱の介助、・車いす等の移動の介助、・食事の介助、・身体清拭、・おむつ交換 等
16	日本語学校はどのような学校になりますか。	本事業において、日本語学校とは、原則として、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）別表第1の1に掲げられた日本国内に所在する日本語教育機関をいうものとします。 ※上記以外に判断に迷われるケースがある場合には、事前に東京都福祉保健財団までお問合せください。
17	介護福祉士養成施設はどのような施設になりますか。	本事業において、介護福祉士養成施設とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した養成施設をいうものとします。 ただし、正規の修学期間が2～4年間でないものは除きます。
18	X事業所は、留学生Aさんに対象経費を支給し、本事業を申請しました。一方Aさんは、同年度にY事業所でも勤務していました。この場合、Y事業所は、本事業を申請できますか。	X事業所の申請する経費と重複する対象経費については申請できません。 交付申請時点及び実績報告時点で、対象者が令和6年度内に他の事業所にて勤務しているかどうかを確認します。他の事業所で勤務しており、かつ申請経費の重複が認められる場合、東京都福祉保健財団より重複する経費分の取下げ等をお願いさせていただく場合があります。
19	派遣職員は、本事業の対象となりますか。	対象外です。 事業者が、アルバイトとして直接雇用している職員が対象となるため、派遣職員は対象外となります。

No.	Q	A
(補助対象経費について【共通】)		
20	補助金を申請する場合、外国人介護職員の在学状況別に申請可能な全ての補助対象経費について、申請をする必要はありますか。	全ての経費を申請する必要はありません。 (例.対象経費のうち、学費と居住費が申請できる場合に、学費相当の経費のみを申請することも可能)
21	それぞれの補助対象経費は明確に分かれている必要がありますか。	申請の際、それぞれの費用がどの補助対象経費に該当するか明確に分けていただく必要があります。 実績報告の際にはそれぞれの補助対象経費について領収書等を提出していただきます。
22	留学生を複数名アルバイトとして雇用しています。本事業の事業者又は事業所ごとの補助対象上限人数はありますか。	上限人数はありません。
23	外国人介護職員が母国の親から仕送りを受けている場合は、本補助金を申請することはできますか。	母国の親からの仕送りは、「他の補助金等」に含まれないため、申請することは可能です。
24	外国人介護職員が令和5年度に、日本語学校修学の学費に他制度を活用していました。令和6年度に、介護福祉士養成施設分の学費に本補助金を申請することはできますか。	補助対象経費を重複していないため、申請することは可能です。
25	東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業を利用しています。本補助金で居住費の交付を申請することは可能ですか。	宿舎使用料(職員負担額)を外国人介護職員(留学生)に給付する場合、宿舎使用料(職員負担額)は補助対象になります。 ※補助対象経費の重複有無については、必ず申請前にご確認ください。
26	助成年度の対象者の介護福祉士養成施設の学費は120万円です。当該対象者について120万円のうち、60万円は本補助金を申請し、残りの60万円については他の補助金等を活用することは可能ですか。	対象経費を明確に切り分けられないため、不可です。 ただし、区市町村の実施する補助金において、重複する経費を申請する場合、事業者の負担分が0にならない範囲であれば申請が可能です。(交付要綱 別記 補助条件3) 例：本補助金で6万円の商品を購入。東京都は6万円のうち、2/3(補助率)の4万円を補助。 残りの2万円のうち、1/2の1万円を区市町村の実施する補助金で申請することは可能(残りの2万円全額は不可)。
27	令和6年度に、外国人介護職員の入学準備金20万円を申請しました。当該外国人介護職員は、令和6年度に他法人の別事業所でも勤務しており、他法人でも入学準備金20万円を申請していました。この場合、本事業の補助対象となりますか。	対象経費を重複しているため、いずれか一方の事業所は申請できません。 東京都福祉保健財団より、他事業所と申請が重複する対象経費について、申請の取下げをお願いする場合があります。
(補助対象経費について【学費】)		
28	A介護福祉士養成施設の正規の修学期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間で、学費は、「2年間で120万円」と設定されています。 この場合に、120万円全額が令和6年度の補助対象経費となりますか。	120万円のうち、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に要した経費が対象となります。 なお、 介護福祉士養成施設において定める学費の金額が、複数年度の合算額となっている場合には、当該合算額を正規の就学年数で除した金額を令和6年度の補助対象経費としてください。 左記設問の場合は、120万円÷2年＝60万円が令和6年度の補助対象経費となります。

No.	Q	A
29	A介護福祉士養成施設の正規の修学期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間で、学費は、「2年間で120万円」と設定されています。 A介護福祉士養成施設に通う留学生Bさんは、令和5年度に入学し、2年間の学費を令和5年度に一括で納入しました。 さらに、Bさんを雇用するX事業所は、学費相当額の120万円全額を令和6年度にBさんに給付しました。 この場合に、X事業所がBさんに対して既に支払った120万円について、令和6年度の補助対象となりますか。	事業の実施期間である令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に、補助対象事業者から対象者に支給しているため、補助対象となります。 この場合、Bさん本人が上記期間中に支払っていないとしても、補助対象となります。 ただし、120万円のうち、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に要した経費が対象となります。 介護福祉士養成施設において定める学費の金額が、複数年度の合算額となっている場合には、当該合算額を正規の修学年数で除した金額を令和5年度の補助対象経費とするため、$120万円 \div 2年 = 60万円$が令和6年度の補助対象経費となります。
(補助対象経費について【入学準備金】)		
30	学費と入学金が介護福祉士養成施設において一体的に規定されている場合に、本補助を利用するために、介護福祉士養成施設や補助対象事業者が、任意の積算方法で入学金の金額を学費から切り離して申請することはできますか。	学費と入学金が一体的に規定されている場合、すなわち、学費（学生納付金）の中で入学金が明確でない場合には、「入学金」を申請することはできません。 介護福祉士養成施設において一体的に規定されている金額を、「学費」として申請してください。
(補助対象経費について【就職準備金】)		
31	介護業界ではない民間企業への就職に向けた就職セミナーに参加しました。 この場合に、当該セミナーに参加した際の交通費は就職準備金として補助対象になりますか。	介護業界を含む福祉業界への就職活動のために要した経費は補助対象となりますが、これら以外の民間企業等への就職活動のために要した経費は、補助対象外となります。
32	介護業界を含む多業種による合同就職活動のために要した経費は補助対象になりますか。	多業種による合同就職活動のために要した経費の場合、多業種の中に介護業界を含む福祉業界が含まれていたとしても、補助対象外となります。（介護業界を含む福祉業界への就職活動に限定するため。）
(補助対象経費について【国家試験受験対策費用】)		
33	国家試験受験対策費用はどのような経費が補助対象となりますか。	以下の経費が補助対象となります。 ●介護福祉士国家試験対策模擬試験の受験費用 ●介護福祉士国家試験受験費用 ※対象者が介護福祉士養成施設の卒業年度の場合のみ、申請できます。 ※対象者一人につき本事業において国家試験受験対策費用を申請できるのは1回限りです。
34	対象者が介護福祉士国家試験を受験しましたが、不合格でした。このような場合、国家試験受験に係る費用は補助対象外となりますか。	補助対象となります。 対象者が卒業年度の場合、介護福祉士国家試験の受験が要件であるため、不合格となったとしても、補助対象外となるわけではありません。
(補助対象経費について【居住費】)		
35	一室につき留学生が複数人で居住しています。 この場合、各留学生について居住費を申請することができますか。	各留学生の負担する家賃が確認できる連名での賃貸借契約等を提出してください。 また、居住費の対象者一人当たりの補助基準額は、一室につき留学生が複数人で居住する場合も、月額3万円となります。 (交付要綱別表2)
36	法人が借り上げた住宅に留学生を住ませ、家賃の一部を留学生から使用料として徴収しています。 徴収している家賃について、法人が留学生と贈与契約に基づき給付した場合、補助対象として認められますか。	補助対象となります。

No.	Q	A
(補助対象経費について【入居に係る初期費用等】)		
37	どのような経費が対象になりますか。	引越し費用、礼金、家具家電の購入代金等が対象となります。
38	年度内に複数回引越しをした場合、複数回分の費用を申請できますか。	不可です。原則として1人の留学生につき、1回のみの申請となります。
(その他)		
39	法人独自の貸付制度と本補助金による給付の併用は可能ですか。	貸付と贈与の合計額が、学費等を上回らない範囲で併用可能です。 ただし、貸付部分を含めて申請することはできません。対象となるのは贈与部分に限られます。 例：学費100万円について、法人独自の貸付50万円、贈与50万円とする。 上記のケースでは、贈与50万円は本補助金の対象経費として計上可能ですが、学費の全額100万円は計上できません。

本事業は事務の一部を公益財団法人
東京都福祉保健財団へ委託しております。

補助金申請書類の提出先
補助金の申請等に関するお問い合わせ

〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1
新宿第一生命ビルディング 18階
公益財団法人 東京都福祉保健財団
人材養成部 介護人材養成室
外国人介護人材担当

TEL: 03(3344)8627 (月)~(金) 9:00~17:30

FAX: 03(3344)8592

URL: <https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/>

※本補助金の交付申請については、12月上旬より、財団のホームページ等でご案内します。

なお、予定は変更になる可能性がありますので、予めご承知おきください。

※申請の際は、財団のホームページに掲載される様式をご使用ください。